

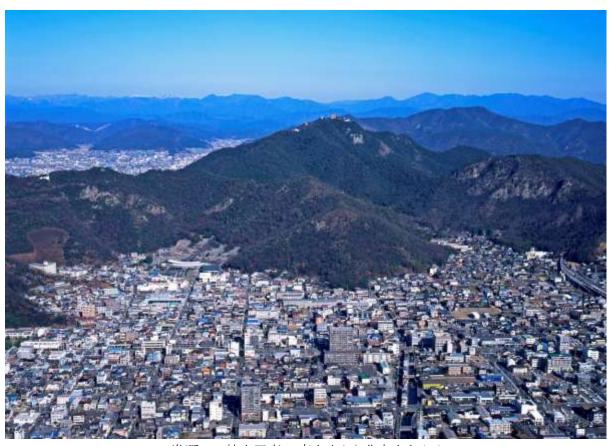
巻頭1〈航空写真〉南西上空から北東方向をみる



巻頭2〈航空写真〉北東上空から南西方向をみる



巻頭3〈航空写真〉西上空から東方向をみる



巻頭4〈航空写真〉南上空から北方向をみる



巻頭5 〈現在の状況〉 山上部一ノ門(上ヶ格子門)跡(西から)



巻頭6 〈現在の状況〉 山上部天守台西尾根南斜面石垣(南から)



巻頭7 〈現在の状況〉 山上部模擬天守(昭和31年建設)(西から)



巻頭8 〈現在の状況〉 山麓部整備箇所(ロープウェーから南西を望む)



巻頭9 〈調査状況〉 山麓部C地区巨石列(西から)



巻頭 10 〈調査状況〉 山麓部BⅢ区園池遺構(北西から)

岐阜城跡は、金華山の豊かな自然や、景観、歴史に恵まれた、岐阜市のシンボルであり、 市民の誇りです。平成 23 年2月7日、金華山一帯の約 209 ヘクタールが岐阜城跡として国史 跡に指定されました。

本基本構想は、岐阜城跡の保存管理の方針を定めた「史跡岐阜城跡保存管理計画書」を受けて、今後の史跡整備の基本的な方針及びその手法の概略、将来的な実現にむけた事業計画と解決すべき課題などについてまとめたものです。本構想をもとに、戦国時代の岐阜城を追体験できるような整備をテーマとして、史跡整備を行っていきたいと考えております。

本構想の策定により、今後の史跡整備の大きな方向性を定めることができました。将来は、 より市民に愛され、より多くの人々に岐阜城跡の良さを知ってもらえるような、史跡になることが 期待されます。

今後は、本構想に掲げる理念を具体化するために、市民の皆様とともに邁進していきたい と考えております。

皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 25 年(2013年)3月

- 1 本書は、岐阜県岐阜市に所在する国指定史跡岐阜城跡の整備基本構想である。
- 2 本整備基本構想策定事業は、岐阜市教育委員会社会教育課が主体となり、平成 24 年度に岐阜市単 独事業で実施した。
- 3 本構想は、策定にあたり設置した「史跡岐阜城跡整備基本構想策定委員会」における協議によってま とめられたものである。また、構想策定には、文化庁文化財部記念物課及び岐阜県教育委員会社会教 育文化課の指導・助言を受けた。
- 4 構想策定に係る事務は、「史跡岐阜城跡整備基本構想策定委員会」における協議結果を踏まえ、岐阜 市教育委員会社会教育課が担当し、関連業務の一部を株式会社プレック研究所に委託した。
- 5 構想策定にあたり、文化庁文化財部記念物課、岐阜県教育委員会社会教育文化課、林野庁中部森 林管理局岐阜森林管理署から、多大なご協力とご助言をいただいた。

目 次

| 第1章 整 | 備基本構想策定の目的と経緯 | 1 |
|-------|----------------------------|----|
| 第1節 | 整備基本構想の目的 | 1 |
| 第2節 | 整備基本構想策定の経緯 | 1 |
| 第3節 | 整備基本構想策定組織 | 3 |
| 第4節 | 整備基本構想検討の流れ | 6 |
| | | (|
| 2 | . 整備基本構想検討の経過 | 8 |
| 第5節 | 関連計画 | 9 |
| 第2章 史 | 跡岐阜城跡の概要 | 14 |
| 第1節 | 史跡指定の状況 | 14 |
| 1 | . 指定概要 | 14 |
| 2 | . 管理団体指定 | 16 |
| 3 | . 史跡の指定範囲 | 16 |
| 4 | . 土地所有の状況 | 16 |
| 5 | . 各種法令による位置づけ | 16 |
| 第2節 | 史跡岐阜城跡に関する各種の状況 | 27 |
| 1 | . 自然的環境 | 27 |
| 2 | . 信仰 | 30 |
| 3 | . 景観 | 32 |
| 4 | . 歴史 | 43 |
| 5 | . 公園 | 62 |
| 第3節 | 史跡岐阜城跡を構成する価値 | 67 |
| 1 | . 城郭としての価値 | 67 |
| 2 | . 史跡岐阜城跡を構成する価値 | 67 |
| 第4節 | 史跡岐阜城跡の構成要素等の状況 | 70 |
| | . 本質的価値を構成する枢要の諸要素の状況 | 71 |
| 2 | . 本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の要素の状況 | 76 |
| 3 | . 史跡の周辺地域における諸要素の状況 | 80 |
| 4 | . 公開・活用等の状況 | 83 |
| 第3章 整 | 備の基本理念と基本方針 | 87 |
| 第1節 | 整備の課題 | 87 |
| 第2節 | 整備の基本理念 | 89 |
| 第3節 | 整備のテーマと基本方針 | 90 |
| 1 | . 整備の時代設定とテーマ | 90 |
| 2 | . 整備の基本方針 | 91 |

| 第4章 整備基本構想 | 93 |
|---------------------------|-----|
| 第1節 調査研究の方針 | 94 |
| 第2節 保存整備の方針 | 95 |
| 1. 遺構保存 | 95 |
| 2. 修復 | 95 |
| 3. 史跡岐阜城跡の重層的価値を構成する要素の保全 | 95 |
| 第3節 活用整備の方針 | 96 |
| 1. 遺構整備 | 96 |
| 2. 解説ツールの整備 | 98 |
| 3. ガイダンス施設の整備 | 102 |
| 4. 動線となる園路等施設の整備 | 107 |
| 5. 樹木への措置(遺構保護・修景) | 107 |
| 6. 便益施設の整備 | 110 |
| 7. 管理・運営のための施設の整備 | 110 |
| 8. 工作物等への措置 | 110 |
| 第4節 公開・活用の方針 | 111 |
| 1. 史跡岐阜城跡を活用した取り組み | 111 |
| 2. 発掘調査・整備等の公開 | 111 |
| 3. 周辺の歴史文化資源との連携による観光利用 | 111 |
| 4. 情報の発信・案内 | 111 |
| 第5節 体制整備の方針 | 112 |
| 1. 史跡整備及び保存管理の体制整備 | 112 |
| 2. 岐阜市庁内の体制強化 | 113 |
| 3. 市民協働 | 113 |
| 4. 関連都市との連携 | 113 |

第1章 整備基本構想策定の目的と経緯

第1節 整備基本構想の目的

岐阜城跡は、標高 329mの金華山(稲葉山)の山上の城郭と山麓の居館を中心に、山全体を天然の要害として築かれた山城である。稲葉山城、井口城とも呼ばれ、戦国時代に美濃国を治めた斎藤氏と、織田信長が居城とした城跡として知られている。

岐阜城跡は平成23年2月7日に国史跡に指定されたが、これまでの調査の中で、文化財として非常に 重要な城跡であるということが明らかになってきた。今後は、学術的・歴史的な価値を踏まえた保存・活用 を推進することが必要であり、市民・国民にとっても有益であると考えられる。

以上のような考えのもと、本整備基本構想は、平成 23 年度に策定した「史跡岐阜城跡保存管理計画」 に基づき、史跡岐阜城跡を適切に保存し活用するために、基本的な整備の方針等を示すことを目的とした。

第2節 整備基本構想策定の経緯

岐阜城跡は、昭和32年に、金華山山頂と山麓の一部が岐阜市史跡に指定され、文化財としての位置づけがなされた。

平成 18 年度、岐阜市では岐阜市総合計画、金華山・長良川まるごと博物館基本構想の下、岐阜城跡と岐阜城下町を含む地域である金華地区を対象として、『岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想』を策定した。この構想の下に同時に策定した岐阜公園基本計画では、「信長の時代を語る岐阜公園」をテーマに公園整備を行う方針を示した。その中で岐阜公園内の岐阜城千畳敷遺跡については、発掘調査による内容確認の実施と、その効果的活用の検討を行うこととしている。

上記の計画のもと岐阜市では、この岐阜城千畳敷遺跡の範囲について、平成19年度から遺跡の内容確認のための調査(4次調査)を開始した。4次調査期間中の平成20年(2008)7月29日には文化庁記念物課が組織する「中世城館遺跡・近世大名家墓所等保存検討委員会」が開催され、岐阜県内の中世城館等の検討が行われている。そこで岐阜城跡と山麓居館跡は、Aランク(価値を明らかにした場合、国史跡相当の価値を有する)に位置づけられた。これは山頂と山麓が一体として評価されたものである。

このような価値評価や発掘調査成果を受け、平成 20 年9月頃には市内部でも国史跡を目指す方針が 固まってきた。その結果、平成 20 年度後半は整備のための内容確認から調査方針を変えて、国史跡申 請に必要な範囲確認調査を優先して行うこととなった。

平成22年(2010)1月、岐阜市教育委員会から文部科学大臣に史跡指定の意見具申を行い、11月19日に国文化審議会の答申を受けた。そして、平成23年(2011)2月7日付け文部科学省告示第11号により、「岐阜城跡」が国の史跡に指定された。平成23年度には、史跡の基本的な保存管理の方針を示した、「史跡岐阜城跡保存管理計画」を策定した。保存管理計画策定を受けて、平成24年度には、今後の史跡整備の基本的方針や事業計画を定めるため、本整備基本構想の策定を推進している。

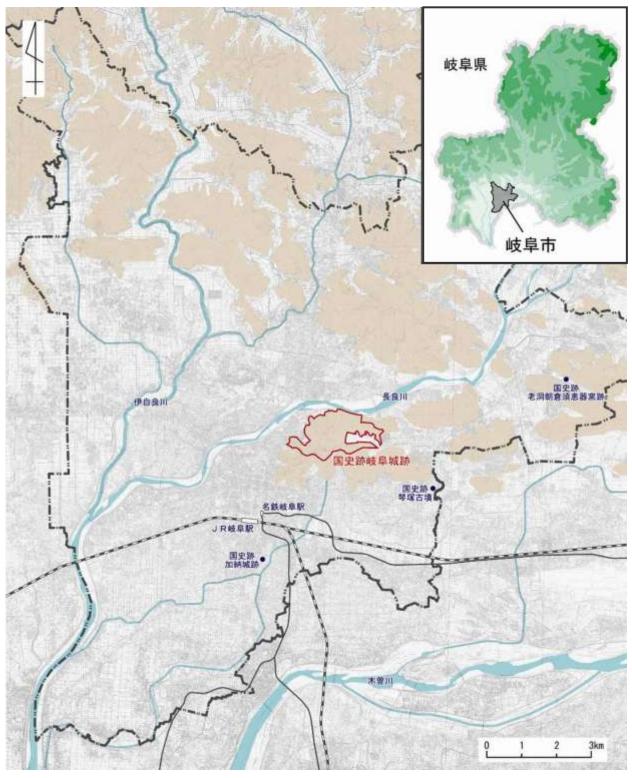


図 1-1 史跡岐阜城跡の位置

第3節 整備基本構想策定組織

本整備基本構想の策定に当たっては、学識経験者から構成される「史跡岐阜城跡整備基本構想策定委員会」(以下「委員会」)を設置し、検討を行った。委員会では、岐阜市教育委員会社会教育課(以下「事務局」)が整備基本構想案を提示し、協議を行った。また、随時、文化庁や岐阜県教育委員会の指導を仰ぎ、本委員会と並行して開催される「信長居館発掘調査専門委員会」、「岐阜城・金華山保存活用推進会議」とも調整・整合性を図り、構想にその内容を反映させた。

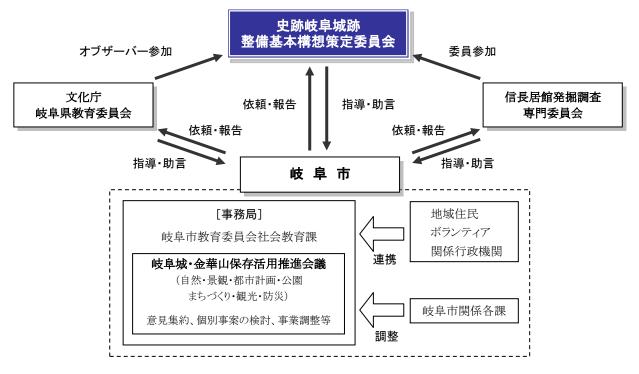


図 1-2 整備基本構想策定の体制

| 区 分 | 氏 名 | 役 職 | 備考 |
|--------|--------|--------------------|----------------|
| 委員長 | 水野 瑞夫 | 岐阜薬科大学名誉教授 | 植物 |
| 委 員 | 丸山 宏 | 名城大学農学部生物環境学科教授 | 庭園文化史 |
| " | 中井 均 | 滋賀県立大学人間文化学部准教授 | 日本考古学·城郭史 |
| " | 小和田 哲男 | 静岡大学名誉教授 | 日本中世史 |
| " | 坂井 秀弥 | 奈良大学文学部教授 | 日本考古学 |
| " | 麓 和善 | 名古屋工業大学大学院教授 | 日本建築史 |
| オブザーバー | 佐藤 正知 | 文化庁文化財部記念物課 史跡部門 主 | 任文化財調査官 |
| " | 長口 深 | 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署 | 曼 |
| " | 影山 成生 | 林野庁中部森林管理局岐阜森林管理署沒 | 流域管理調整官 |
| 11 | 松野 晶信 | 岐阜県教育委員会社会教育文化課課長 | 浦佐 |
| 事務局 | | 岐阜市教育委員会 | |

表 1-1 史跡岐阜城跡整備基本構想策定委員会名簿

史跡岐阜城跡整備基本構想策定委員会設置要綱

平成23年4月15日決裁 平成24年4月18日一部改正

(設置)

第1条 史跡岐阜城跡整備基本構想の策定を行うため、史跡岐阜城跡整備基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、史跡岐阜城跡の整備基本構想の策定に関して審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議長となる。ただし、3分の1以上の委員から請求 があるときは、議長はこれを招集するものとする。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月18日から施行する。

岐阜城•金華山保存活用推進会議要綱

平成23年3月31日決裁平成24年5月28日改正

(設置)

第1条 岐阜市のランドマークである金華山及びそこに築かれた国史跡岐阜城跡を適切に維持し、これを管理し、及び活用を促進することを目的として、岐阜城・金華山保存活用推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 国史跡岐阜城跡の保存管理に関すること。
- (2) 金華山の管理体制に関すること。
- (3) 金華山の活用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的の達成に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる岐阜市関係課及び関係団体をもって組織する。

(会議等)

第4条 推進会議は、教育委員会事務局社会教育課長が招集する。

2 推進会議には、必要があると認めるときは、関係者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。 (庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局社会教育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月28日から施行する。

| 別表(第3条関係) | | | | | | |
|-------------------------------------|------------|----------|----------|--|--|--|
| 企画部 | 政策調整課 | 基盤整備部 | 道路維持課 | | | |
| 商工観光部 | 商工観光政策課 | | 土木管理課 | | | |
| | 観光コンベンション課 | 市民参画部 | 市民協働推進課 | | | |
| | 産業拠点運営課 | まちづくり推進部 | まちづくり景観課 | | | |
| 農林部 | 農林園芸課 | 都市防災部 | 消防課 | | | |
| 都市建設部 | 公園整備課 | 教育委員会事務局 | 教育政策課 | | | |
| | 都市計画課 | | 社会教育課 | | | |
| | 歴史まちづくり課 | 自然共生部 | 自然環境課 | | | |
| | | | 循環型社会推進課 | | | |
| 岐阜森林管理署、十時会、金華山サポーターズ、金華山国有林保護管理協議会 | | | | | | |

第4節 整備基本構想検討の流れ

1. 整備基本構想検討フロー

(1) 史跡岐阜城跡整備における整備基本構想の位置づけ

本整備基本構想の位置づけは、以下のとおりである。平成24年3月に策定した、保存管理計画の理念等をベースに構想を策定した。本構想の理念・方針に従って別途設置する委員会の指導に基づき、今後の整備を行うものとする。

また調査研究の進展や社会環境の変化等より、将来的に本構想の内容が実態に合わなくなった際には、必要と認められる場合に、文化庁・岐阜県教育委員会の指導のもと、学識経験者の意見等を踏まえて見直しを行う。

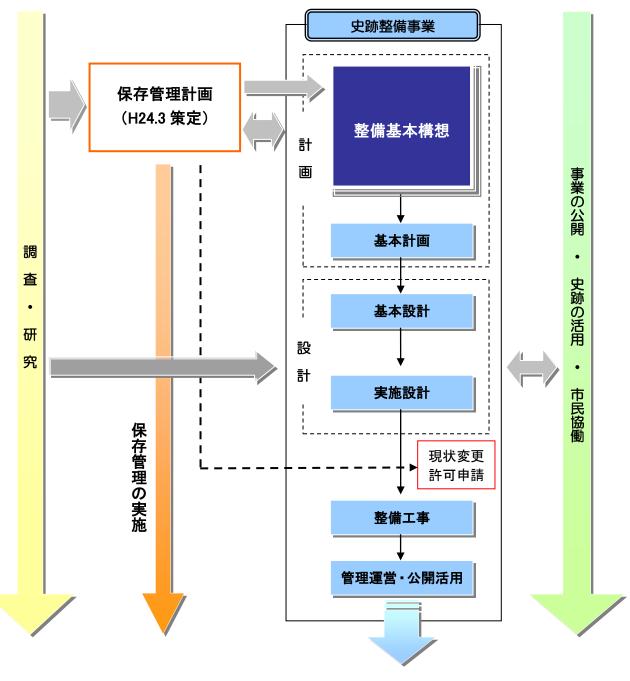


図 1-3 整備基本構想の位置付け

(2)整備基本構想検討フロー

本整備基本構想の検討の流れは以下のとおりである。

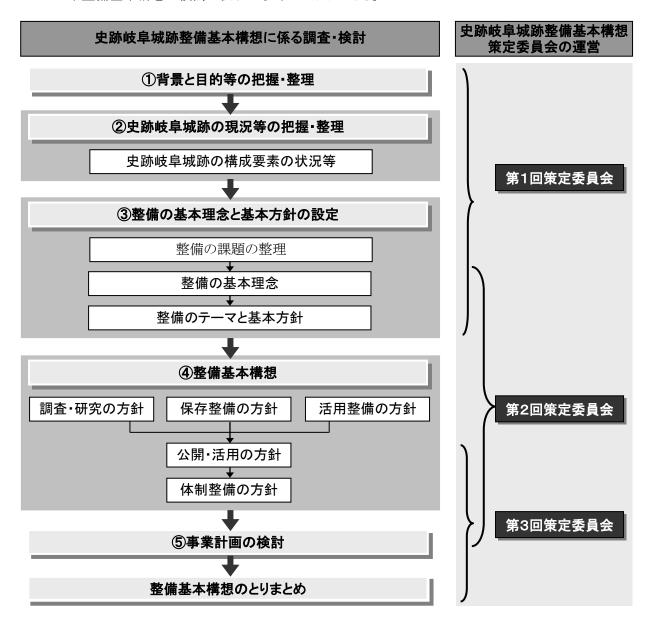


図 1-4 整備基本構想策定の検討のフロー

2. 整備基本構想検討の経過

本整備基本構想の策定にあたっては、平成24年度に整備基本構想策定委員会を3回開催し、検討を行った。また期間内に、岐阜城・金華山保存活用推進会議を2回開催し、意見集約や個別事案の検討、事業調整等を行った。

表 1-2 史跡岐阜城跡整備基本構想策定委員会開催の経過

| | 日程 | 主な議事内容等 |
|----------|----------------------|--|
| 第 1 回委員会 | 平成 24 年 8 月 7 日 (火) | (1) 史跡の特性 ・史跡岐阜城跡の概要 ・史跡の構成要素の状況 ・公開・活用等の状況 ・周辺施設の状況 (2) 基本理念・基本方針 ・整備活用の課題 ・基本理念 ・基本方針 (3) 地区区分と地区毎の整備方針 ・地区区分 ・地区毎の整備方針(山上部・山林部・山麓部) |
| 第 2 回委員会 | 平成 24 年 12 月 12 日(水) | (1)基本構想(整備方針)について ・調査研究・保存整備の方針について ・活用整備の方針について (2)事業計画について ・各地区毎の事業計画及びスケジュール ・歴史的風致維持向上計画・岐阜公園再整備計画 について |
| 第3回委員会 | 平成 25 年 2 月 22 日(金) | (1)基本構想について・公開・活用の方針について・体制整備の方針について(2)整備基本構想のとりまとめについて |

表 1-3 平成 24 年度岐阜城・金華山保存活用推進会議の経過

| | 日 程 | 主な議事内容等 |
|-------|-----------------|---|
| 第1回会議 | 平成 24 年6月14日(水) | (1)今年度における各課の事業について・今後の事業計画(2)整備基本構想について・昨年度策定の保存管理計画の概要について・基本構想について |
| 第2回会議 | 平成24年11月28日(水) | (1)各課の事業について・事業の状況と今後の予定(2)整備基本構想について |

第5節 関連計画

本整備基本構想は、岐阜市の基本構想である「総合計画 ぎふ躍動プラン・21 総合計画 2008 基本計画」(以下、岐阜市総合計画)の具現化のための構想のひとつとして位置付けられる。岐阜市総合計画、及び同計画に基づいて策定した「史跡岐阜城跡保存管理計画」を上位計画とし、他の関連計画とも整合のとれたものとする。

特に岐阜市総合計画においてその推進が謳われている「金華山・長良川まるごと博物館構想」を推進し、「岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想」・「岐阜市歴史的風致維持向上計画」・「長良川流域の文化的景観保存計画(案)」などの関連構想や計画とも整合・連携した構想とする。

また、史跡の大部分を占める国有林の保護や管理に関する計画とも整合した構想とする。

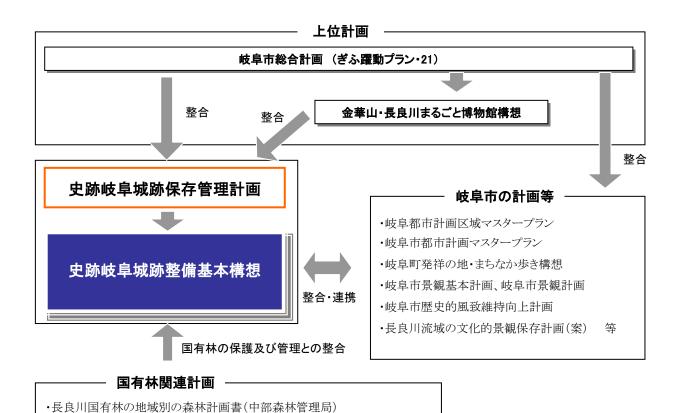


図 1-5 整備基本構想と各種関連計画との関係

長良川森林計画区 地域管理経営計画書(中部森林管理局)長良川森林計画区 国有林野施業実施計画書(中部森林管理局)

以下に主な関連計画等における本構想地の位置づけを整理した。

◇岐阜市総合計画(ぎふ躍動プラン・21)(平成 20 年)

将来の都市構造において、金華山・長良川 周辺地域が本物の自然・歴史・文化遺産や緑・ 川が堪能できる自然・歴史・景観拠点として位 置づけられている。同時に、歴史的・文化的資 源を活かした景観の保全と創出、シンボル化や ネットワーク化を推進することを目標としている。

また、岐阜城跡を含む市中央部は、市の玄 関口として市民や観光客が行き交うにぎわいの まち、「ぎふまち」の歴史文化を誇り、若者が彩 りを創るまちをまちづくりの将来像として掲げて いる。



図 1-6 将来都市構造図

◇金華山・長良川まるごと博物館構想(平成 20 年)

「滞在型交流拠点」の形成を目指し、史跡を含む金華山、城下町、長良川周辺地域全体をエコ・ミュージアムとして位置づけている。「川を活かしたまちづくりゾーン<鵜飼>」、「緑を活かしたまちづくりゾーン<自然>」、「歴史を活かしたまちづくりゾーン<道三・信長の歴史>」の3つのテーマとゾーニングを設定し、まち歩き等のスローライフが味わえ、歴史・緑・川を堪能できるまちづくりの推進や、統一性のある事業展開を目指している。

図 1-7 金華山・長良川まるごと博物館構想ゾーニング図

◇史跡岐阜城跡 保存管理計画書(平成 24 年策定)

保存管理計画書は、本構想の上位計画であり、史跡岐阜城跡の本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取扱基準についてまとめられたものである。

岐阜城跡は平成 23 年2月7日に国史跡に指定されたが、これまでの調査の中で新たな成果もあり、文化財として非常に重要な城跡であるということが明らかになってきた。指定以前は国有林や岐阜公園、観光地としての活用が図られてきたが、史跡指定を機に、より学術的・歴史的な価値を踏まえた保護をすることが必要であり、市民・国民にとっても有益であると考えられた。

保存管理計画策定の目的としては、大きく以下の2つを掲げた。

- ① 史跡岐阜城跡が持つ多様な価値を適切に保存管理し、次世代へ継承する。
- ② 史跡の整備活用を推進することで、地域に対する誇りの醸成、観光振興や地域活性化に寄与する。

上記目的を達成するため、岐阜城跡の各種調査を行った上で特質や構成要素、課題等を抽出し、保存管理方針や現状変更等の基準等を示した。また整備活用についても現状や理念、課題等を整理し今後の方向性を示した。また、円滑な保存管理、整備活用を進めていくための運営体制についても基本方針を示した。

● 保存管理計画における地区区分

保存管理計画においては、地区毎の詳細な保存管理の方法や現状変更の基準を示すため、史跡を構成する諸要素の分布、遺構の性格、現況の土地利用状況等から、史跡指定地の地区区分を以下のように行った。

| 山上部 | 金華山山上部とそれに続く尾根筋を中心とした地区。 |
|-------------|--|
| 山麓部 | 金華山西麓に位置する地区で、歴代城主の居館が存在したと伝えられている。 |
| . l . ++ ±7 | 山上部、山麓部以外の主に山林が占める地区で、地区内に複数の登城路や櫓跡、古墳 |
| 山林部 | 等が存在する。 |

表 1-4 保存管理計画における地区区分

本構想の「第2章 史跡岐阜城跡の概要」や「第4章 整備基本構想」においては、上記地区区分を念頭に記述している。

◇岐阜市都市計画マスタープラン(平成 20 年改訂)

史跡を含む金華山・長良川周辺地域等が、本物の自然・歴史・文化遺産や緑・川が堪能できる「自然・歴史・景観拠点」に位置づけられている。

◇岐阜町発祥の地・まちなか歩き構想(平成 20 年修正)

史跡を含む岐阜町一帯に、8つのテーマのまちなか歩きルートが設定され、本計画地においても信長公居館跡や歴史博物館等を巡るルート(岐阜公園内苑散策ルート)、岐阜城模擬天守へと向かうルート(信長天下布武の道)等が設定されている。岐阜公園総合案内所が、岐阜町一帯のまちなか歩きの基点となるエントランスに位置づけられている。

川原町、寺町、伊奈波界隈等、独自の魅力が集積している岐阜公園周辺の他の地域への回遊性・連続性の確保が求められている。

◇岐阜市景観基本計画(平成 19 年)・岐阜市景観計画(平成 24 年改正)

「金華区域」が歴史景観、「金華山・長良川区域」が自然景観を主たる景観要素として、景観計画重要区域に位置づけられており、「良好な景観形成のための行為の制限」が示されている。

◇岐阜市歴史的風致維持向上計画

史跡を含む旧岐阜町区域が、惣構の城下町としての都市構造や町割り、鵜飼と結びついた生活や長良川の水運で栄えた当時の面影を残す街並みが継承されている区域として、岐阜市歴史的風致維持向上計画の重点区域に設定され、地域全体として歴史的な風致の創出が求められている。また、城主居館跡があったとされる岐阜公園は維持向上すべき歴史的風致の構成要素として位置づけられている。

◇長良川流域の文化的景観保存計画(案)

「長良川流域の文化的景観」の構成要素として、長良川と一体となって鵜飼の舞台の借景地としての役割を果たしてきた面が評価され、史跡範囲が「金華山地区」として位置づけられている。史跡の保護、市民の憩いの場、観光拠点としての活用、金華山の植生管理を方針に据え、文化的景観の保存管理、整備活用方針、現状変更の取扱いについて示している。概要を「第2章-第2節-3.景観」に示す。

◇長良川森林計画区 第四次国有林野施業実施計画書(期間:平成23~27年度・中部森林管理局)

金華山は中部森林管理局によって、長良川森林計画区における「レクリエーションの森」に選定されている。 さらにその中で、シイ・カシ等の照葉樹林の中に、ヒノキ、マツ等の常緑針葉樹が混生し、昆虫、野鳥の宝庫で もあり、自然科学教育に適した地域であることや、森林の役割、森林施業について国民の認識を高めることに 適した地域として「自然観察教育林」として位置づけられている。

施業では、ヒノキ・アカマツ天然林は原則として自然の推移に任せ、ヒノキ人工林は、林内に混入している広 葉樹を保残し、針広混交林化を推進している。展望台等の周辺については、景観に配慮しつつ、下層木のシ イ・カシ類の常緑樹を整理し、見通しの良い落葉樹林を主とした林分への修景施業を行うこととしている。

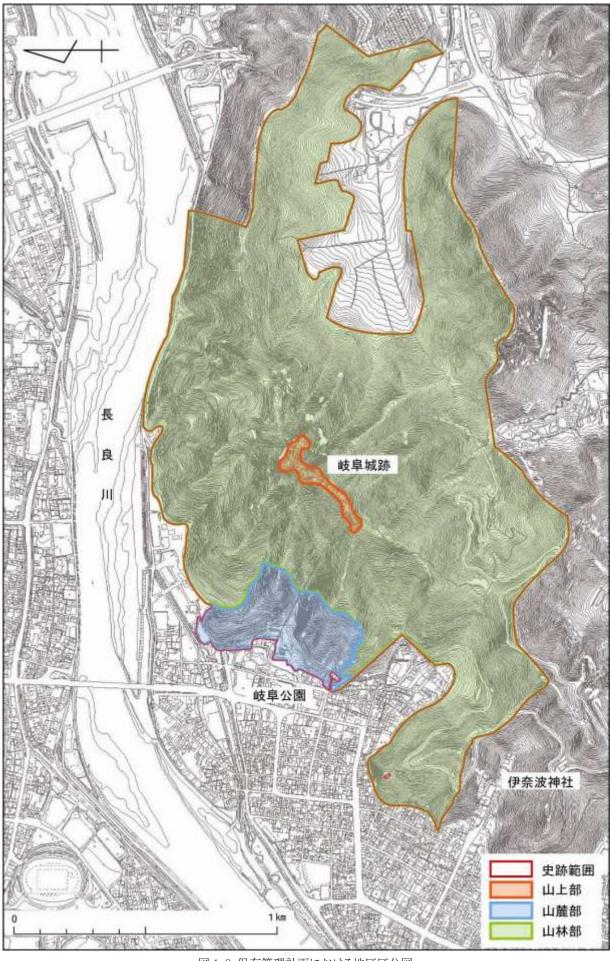


図 1-8 保存管理計画における地区区分図

第2章 史跡岐阜城跡の概要

第1節 史跡指定の状況

1. 指定概要

平成23年2月7日付け文部科学省告示第11号により、「岐阜城跡」が国の史跡に指定された。指定の概要は次のとおりである。

文部科学省告示第 11 号

文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成23年2月7日 文部科学大臣 高木 義明

名称 岐阜城跡(ぎふじょうあと)

指定年月日 平成23年2月7日(文部科学省告示第11号)

所在地 岐阜県岐阜市千畳敷下

同赤ヶ洞

同 丸山

同槻谷

同 千畳敷

地 域 別図のとおり(※史跡範囲図参照)

指定面積 2.091.602.74 m²

指定基準 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号) 史跡の部二による。

二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡

解説文 岐阜城跡は、稲葉山城、井ノ口城とも呼ばれ、戦国時代に美濃国を治めた斎藤氏の居城として、次いで織田信長が居城とした城跡である。山上の城郭と山麓の居館を中心に金華山(標高 329 メートル)全体を天然の要害として機能させている。

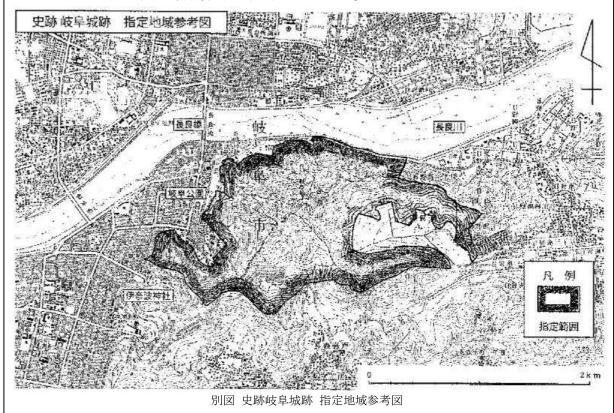
築城は建仁年間(1201~1204)と伝えられるが、明確に城郭として使われたのは斎藤道三以降で、山麓の井ノ口の地に城下町を経営したとされている。永禄 10 年(1567)、織田信長がこれを奪取した。信長は岐阜城に 9 年間在城し、その間、「天下布武」印を使用し、永禄 11 年(1568)には足利義昭を擁して京都に上るなど、ここを本拠に天下統一を目指した。また、永禄 12 年(1569)、イエズス会のポルトガル人宣教師ルイス・フロイスが岐阜城に信長を訪ね、その時の様子が書簡の形で残されている。同じ頃、京都の公家山科言継(ときつぐ)も信長を訪ねている。信長が、安土城に移った後も拠点的な城郭として機能するが、関ケ原の戦いにおいて当時の城主織田秀(ひで)信(のぶ)が西軍に属したことから、東軍の攻撃を受けて落城し、その後、徳川家康によって廃された。近世には尾張藩の「御(お)山(やま)」として管理がなされ、明治時代に宮内省御料局(明治 41 年、帝室林野管理局に改称)の管轄となった。その後、山頂部に模擬天守が建造された

り、ロープウェーが敷設されるなど一部改変がなされた。また、山麓部には明治 15 年 (1882)に開園した岐阜公園がある。

山上部については、岐阜市教育委員会等による調査により、尾根線上に戦国時代と考えられる石垣や井戸、人為的な平坦面等が多数残されていることが確認されている。

一方、山麓部については、昭和 59 年(1984)から現在まで断続的に、岐阜市教育委員会及び財団法人岐阜市教育文化振興事業団による発掘調査が実施され、一部は、織田信長の居館跡として史跡整備がなされている。平成 19 年度からの発掘調査では、巨石列とともに岩盤等の自然地形も利用して館への導入を図っていることや、大規模な造成を行い、少なくとも4・5段以上の雛壇状の平坦面をつくりだしていること、さらに庭園等も設えていることなど、斎藤道三の段階の状況は不明な点が多いものの、その城をベースに、石造りの城を志向した様子がより明確化されるに至った。焼けた壁土や2時期にわたる火災の痕跡も確認されている。

山上、山麓部ともにフロイスの書簡に登場する。そこには、「城」「堡塁」「石垣」「広場」 「宮殿」「庭」「池」等の具体的な記述があり、発掘調査で検出された庭園遺構が、フロイスのいう「庭」のひとつである可能性や、四階からなる「宮殿」は、壇状の平坦面にまたがる構造の建物である可能性など、今後の発掘調査等の成果との対比が注目される。このように、岐阜城跡は、戦国期、天下統一を目指す織田信長が、斎藤氏を破って奪い、9年間居城とした山城跡である。近世城郭の成立を考える上で重要な城跡であることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。



2. 管理団体指定

平成23年6月28日付け文化庁告示第42号により、史跡岐阜城跡を管理すべき地方公共団体に 岐阜市が指定された。

3. 史跡の指定範囲

史跡の指定範囲は図 2-1.史跡指定範囲図のとおりである。

4. 土地所有の状況

現在、史跡岐阜城跡の大部分は国有地の山林が占めている。金華山西麓斜面は財務省所管地となっており、全域岐阜公園敷地として岐阜市が借り受けて管理を行っている。そのほか千畳敷下の一部が岐阜市、丸山の一部が伊奈波神社の所有地となっている。

国有林内の施設は占有者が林野庁の許可を受けて設置している。占有者は平成 23 年度末の段階で、17 団体となっている。

| 所有者 | 面積(㎡) | 割合(%) | |
|-----|--------------|--------|--|
| 国有地 | 2,081,476.17 | 99.52 | |
| 市有地 | 9,512.57 | 0.45 | |
| 民有地 | 614.00 | 0.03 | |
| 合 計 | 2,091,602.74 | 100.00 | |

表 2-1 土地所有内訳表

5. 各種法令による位置づけ

史跡岐阜城跡には文化財保護法、岐阜市都市公園条例、都市計画法、景観法、森林法、鳥獣の 保護及び狩猟の適正化に関する法律、砂防法、道路法等多くの法令により規制・保護されている。

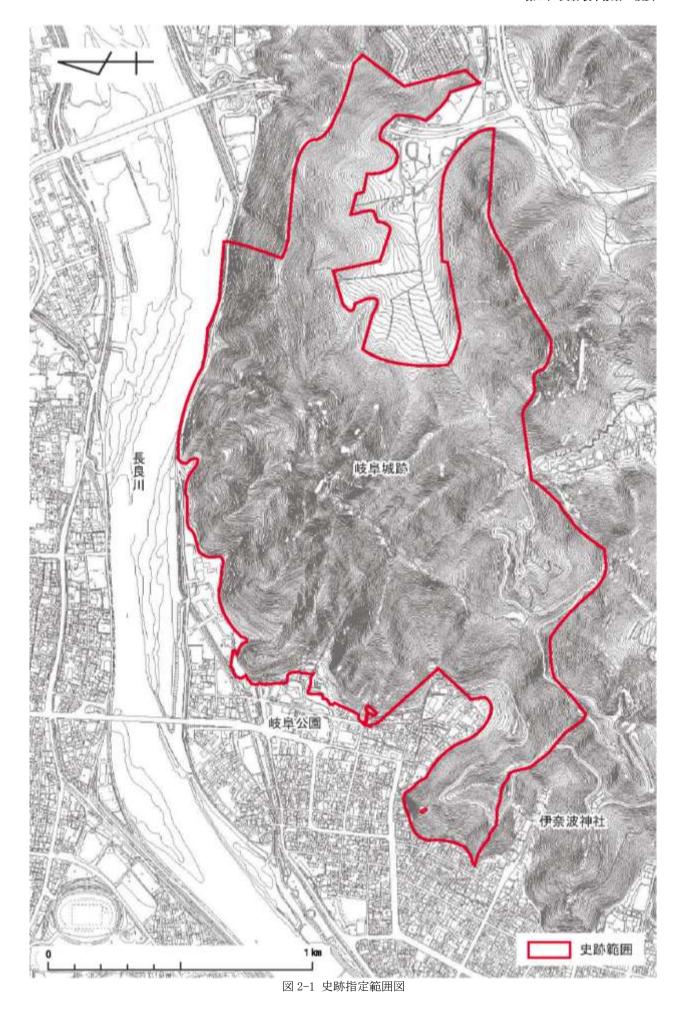


表 2-2 各種法令による位置づけ(1)

| | | 11.5 | | 各種法令による位置づけ(1) | | | |
|---|-----------------------------------|------------------|-----------------|---|--|-------------------------------|-------------------------------------|
| 名称 | 指定、規制に 関する法律 | 対象 金華山 国有林 | 区域 国有林 以外 | 対象となる行為 | 指定·規制目的 | 制定日等 (当初) | 許可申請 (協議)先 |
| 国史跡岐阜城跡 | 文化財保護法 第 109、125、168 条 | 0 | 0 | 現状を変更し、又はその保存に 影響を及ぼす行為を行う場合に は、文化庁長官の許可もしくは 同意(国機関の場合)が必要。 | 城跡等の遺跡で我が国 にとって歴史上又は学 術上価値の高いものの うち重要なものの保護。 | 平成 23 年 (2011) 2 月 7 日 | 岐阜市 教育委員会 社会教育課 |
| 岐阜城跡、岐阜城 周辺砦群、岐阜城 下町遺跡、その他 (周知の埋蔵文化 財包蔵地) | 文化財保護法 第 92~99 条 | 0 | 0 | 調査のため土地を発掘する場合(92条)、土木調査その他埋蔵文化財の発掘調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合(93条)、国もしくは地文化財包蔵地等が周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合(94条)には、岐阜県教育委員会に届出若しくは通知(国・地方公共団体主体の場合)が必要。 | 土地に埋蔵されている 文化財の保護 | 平成 8 年 (1996) 3 月 | 岐阜市 教育委員会 社会教育課 |
| 岐阜公園 | 岐阜市 都市公園条例 | | 0 | 次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必又は、岐阜市長の許可が必又は汚損すること。2 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。3 土地の形質を変更すること。4 鳥獣傷すること。5 はり紙又ははり札をすること。6 立入禁止区域に立ち入ること。7 その他都市公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。 | 都市公園の設置及び 管理に関する基準等を 定めて、都市公園の健 全な発達を図り、もつて 公共の福祉の増進に資 する。 | 昭和 44 年 (1969) 4月1日 | 岐阜市 都市建設部 公園整備課 |
| | 都市計画法 第 53 条 | | 0 | 都市計画決定された施設(道路、公園等)の区域内及び、市街地開発事業(土地区画整理事業等)の施行区域内において建築行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。 | 都市計画に関し必要な 事項を定めることにより、都市の健全な発展と 秩序ある整備を図り、も つて国土の均衡ある発 展と公共の福祉の増進 に寄与する。 | 昭和 43 年 (1968) 6 月 15 日 | 岐阜市 都市建設部 都市計画課 |
| 金華山·長良川 風致地区 第1種住居地域 第2種住居地域 市街化調整区域 | 都市計画法 第8条·58条 岐阜市風致地区 条例 | 0 | O (一部) | 次に掲げる行為を行う場合には、岐阜市長の許可が必要。 1 建築物の建築その他工作物の建設(建ペい率、高さ、壁面後退) 2 建築物等の色彩の変更3 宅地の造成等(適切なり)4 水面の埋立て又は干拓5 木竹の伐採6 土石の類の採取7 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 | 岐阜市を水と緑に包まれた美しいまちとして印象付けている長良川の良好な河川景観と、金華山、百々ヶ峰等のそれと連続した住宅地の自然的景観の維持を図る。 | 昭和 9 年 (1934) 12 月 4 日 | 岐阜市 都市建設部 都市計画課 |
| 景観計画重要区域 (金華区域、金華 山·長良川区域) | 景観法第8条 | 0 | 0 | 次に掲げる行為を行う場合に は、岐阜市長へ届出が必要。 ・建築物・工作物の新築、増 築、改築若しくは移転、外観 を変更することとなる修繕若 くは模様替又は色彩の変更 に関する行為 | 金華山や長良川の美しい自然景観を背景に、 岐阜城、城下町、鵜飼等の歴史文化資源が織りなす歴史的・文化的 景観の保全を図る。 | 平成 24 年 (2012) 7月 | 岐阜市 まちづくり 推進部 まちづくり 景観課 |
| 屋外広告物の禁止 区域 | 岐阜市屋外 <i>広</i> 告 物条例 | 0 | 0 | 禁止地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 次に掲げる広告物等ついては適用しない(第15条)。 1 法令又は発例の規定により表示し、又は設置する広告物等。 2 国等が又は設置する広告物等。 3 公職選挙法その他の選示し、又は設置する広告物等。 3 公職選挙法その他の選示し、又は設置する広告物等。 4 公益上とが指する広告物等。 4 公益上とが指するにする広告物で、規則で定めるとこず、規則で定めるとは物にするものにするもの。 | この条例は、法令又ははの条例に特別の定め、法令の条例に特別の定か、個の条例に特別の定か、 を | 平成 21 年 (2009) 9 月 30 日 | 岐阜市 まちづくり 推進がいま 景観課 |

表 2-3 各種法令による位置づけ(2)

| | | | | 台種伝下による仏直・J()(2) | | | |
|-------------------------------|---|-------------------------|---|---|---|------------------------------|-----------------------------|
| 名称 | 指定、規制に 関する法律 | 対象 金華山 国有林 | | 対象となる行為 | 指定·規制目的 | 制定日等 (当初) | 許可申請 (協議)先 |
| 保安林 (土 砂 流 出 防 備 林、保健林) | 森林法第 25 条 | 〇 (一部 小林班 を除く) | | 次に掲げる行為を行う場合に は、農林事務所長の許可が 必要。 1 立木・立竹の伐採 2 立木の損傷 3 家畜を放牧 4 下草、落葉若しくは落枝を 採取 5 土石若しくは樹根の採掘 6 開墾その他の土地の形質 を変更する行為 | 以下に掲げる目的を達成するために保安林として指定し保護を図る。 二 土砂の流出の防備 十 公衆の保健 | 昭和 56 年 (1981) 2月 12日 | 岐阜県 岐阜農林事 務所 |
| 県指定金華山特別 保護地区 | 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に 関する法律 第 29 条第1項 | 0 | | 次に掲げる行為を行う場合には、岐阜県知事の許可が必要。 1 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 水面を埋め立て、又は干拓すること。 3 木竹を伐採すること。 | 当該区域は、東海地方れている。東海地方に国体がでは、東海地方に対している。大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、大学が、 | 昭和 43 年 (1968) 7月1日 | 岐阜県 岐阜振興局 環境課 |
| 砂防指定地 | 砂防法第2条 岐阜県砂防指定 地の管理及び砂 防設備占用料の 徴収に関する条 例 | O (北側斜 面の一 部) | 1 | 次に掲げる行為を行う場合には、岐阜県知事の計画すること。 2 工作物を新集と、2 工作物を新案と、2 工作対すること。 2 工作対すること。 7 は除却するに採し、又は除却すること。 1 大は地引きにより運搬 じいれたれば、であいるの他のすること。 4 土石、砂の中ると。 5 土地の地はの形と、大地の地の形と、大地の地の形と、大地の地の形と、大は砂堀の形と、大は砂堀の形と、大は砂堀の形と、大は砂堀の形と、大は砂堀の形と、大は砂堀の形と、大は砂堀の形と、大は砂水さを採起すること。 6 土石若しくは砂れきを採起すること。 6 土石若しくは砂れきること。 7 はずるにより、大は大いないが、大いないないが、大いないが、大いないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないが、大いないないないが、大いないないが、大いないないないが、大いないないないないが、大いないないないないないないないないないないないないないないないないないないな | 砂防設備を要する土地 又は治水上砂防のため の一定の行為を禁止若 しくは制限すべき土地 を指定する。 | 明治 43 年 (1910) 4 月 7 日 | 岐阜県 岐阜土木事 務所施設管 理課 |
| 伐採及び伐採後の 造林届出書 | 森林法第 10 条 | - | 0 | 次に掲げる行為を行う場合に は、岐阜市長への届出が必 要。 森林(保安林を除く)の立木を 伐採しようとするとき | 適正な森林施業を確保 し、森林資源の状況を 把握しようとするため。 | _ | 岐阜市 農林部 農林園芸課 |
| 道路占用許可申請 | 道路法第 32 条 | | 0 | 市道において、工作物、物件 又は施設を設け、 継続して 道路を使用しようとする場合 においては、道路管理者の 許可を受けなければならな い。 | 道路網の整備を図り、 交通の発達と公共の福 祉の増進に寄与するた め。 | 昭和 27 年 (1947) 6月 10 日 | 岐阜市 基盤整備部 土木管理課 |
| その他の届出等 | | | | | | | |
| 国有林野入林許 可申請書(入林 届) | | 0 | _ | 国有林に入林しようとするとき には、岐阜森林管理署長の 許可が必要(公共団体の場 合は入林届。) | - | _ | 岐阜森林管 理署 岐阜森林事 務所 |
| 用途指定財産の 現状変更 | | | 0 | 財務省所管地の現状を変更 しようとするときには、岐阜財 務事務所長の許可が必要。 | _ | _ | 岐阜 財務事務所 |

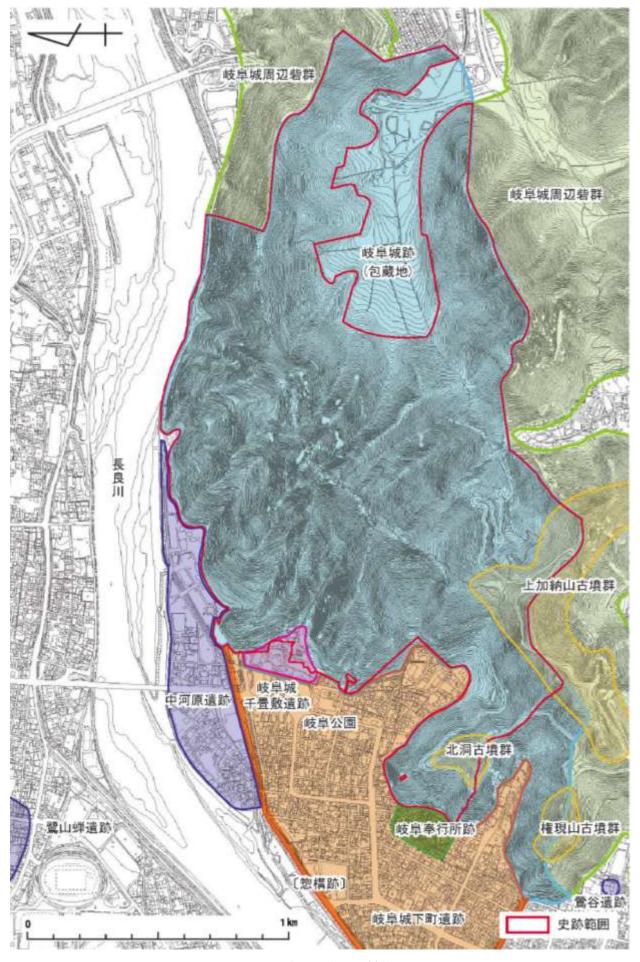


図 2-2 周知の埋蔵文化財包蔵地

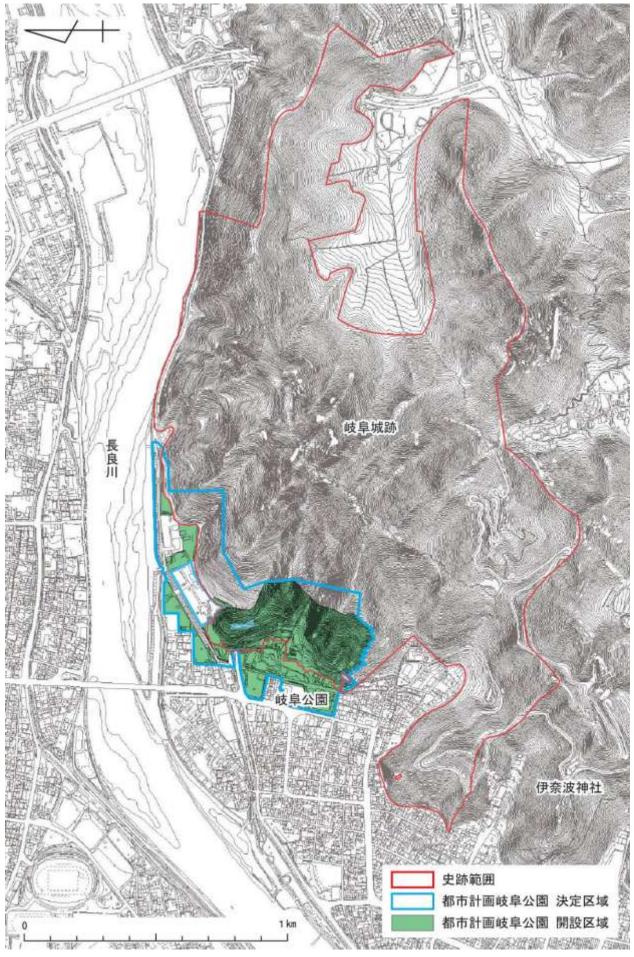


図 2-3 都市計画公園区域

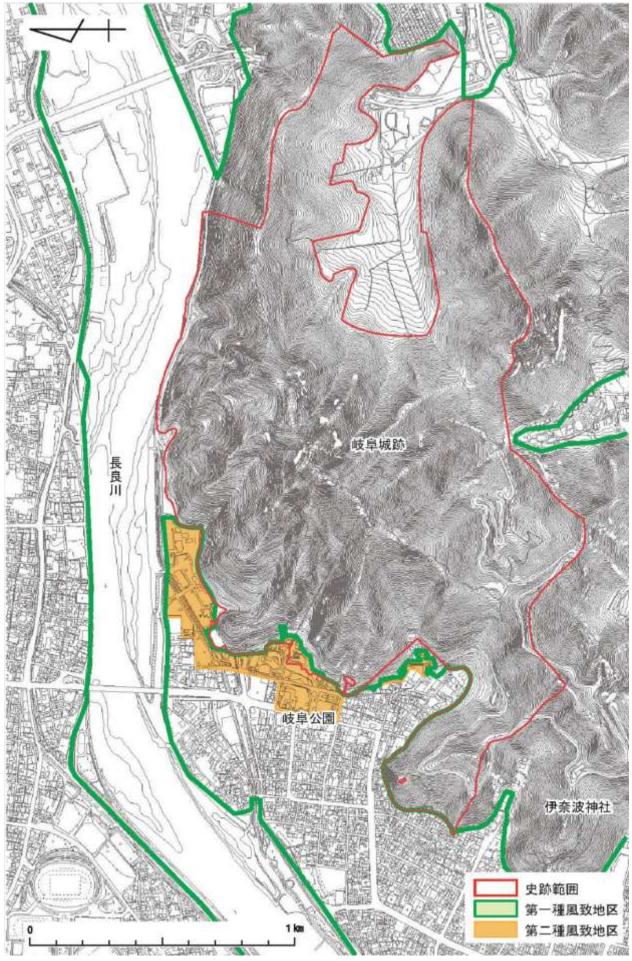


図 2-4 風致地区範囲図

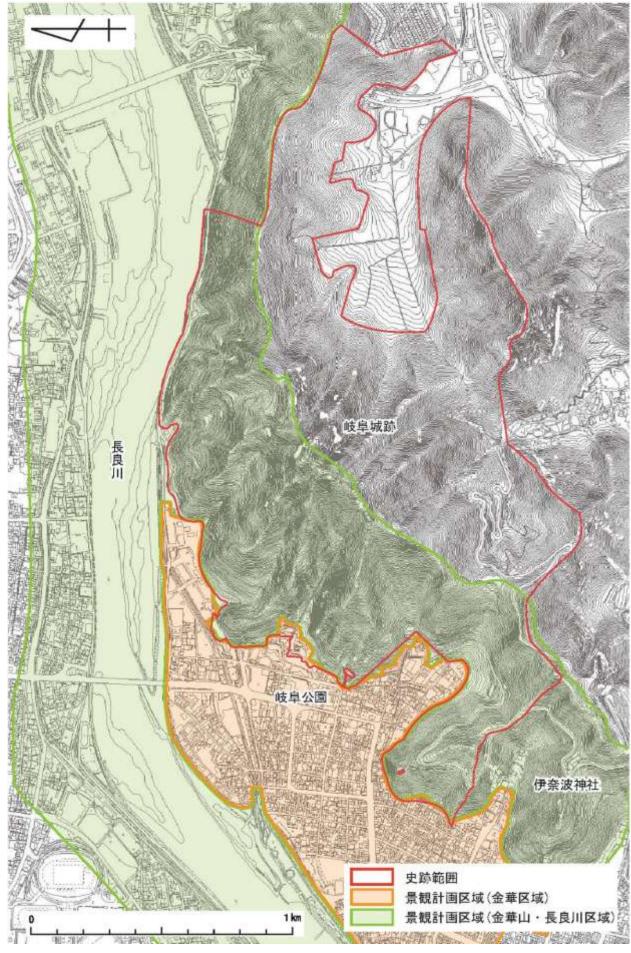


図 2-5 景観計画重要区域

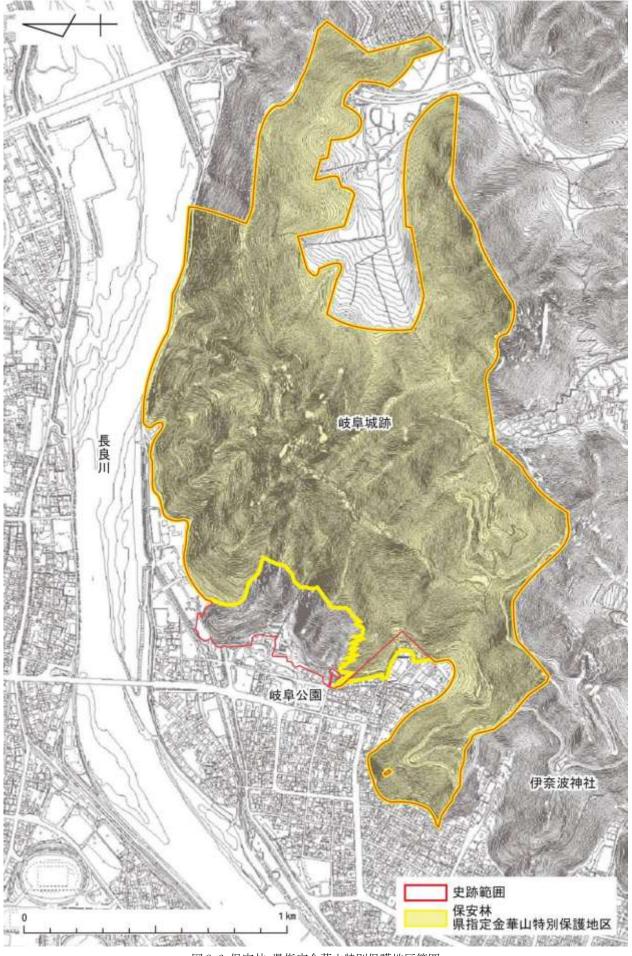


図 2-6 保安林・県指定金華山特別保護地区範囲

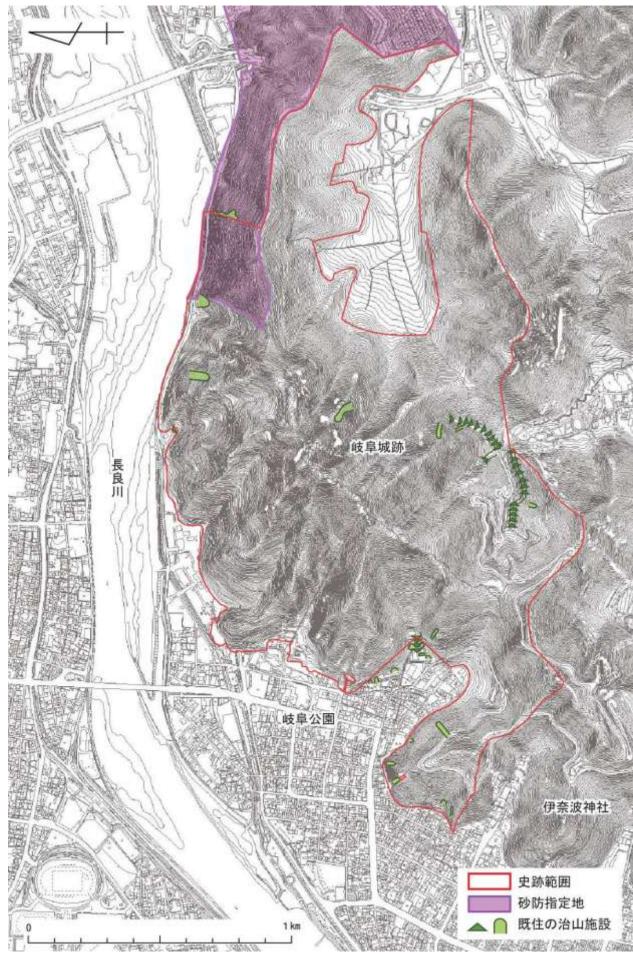


図 2-7 砂防指定地範囲

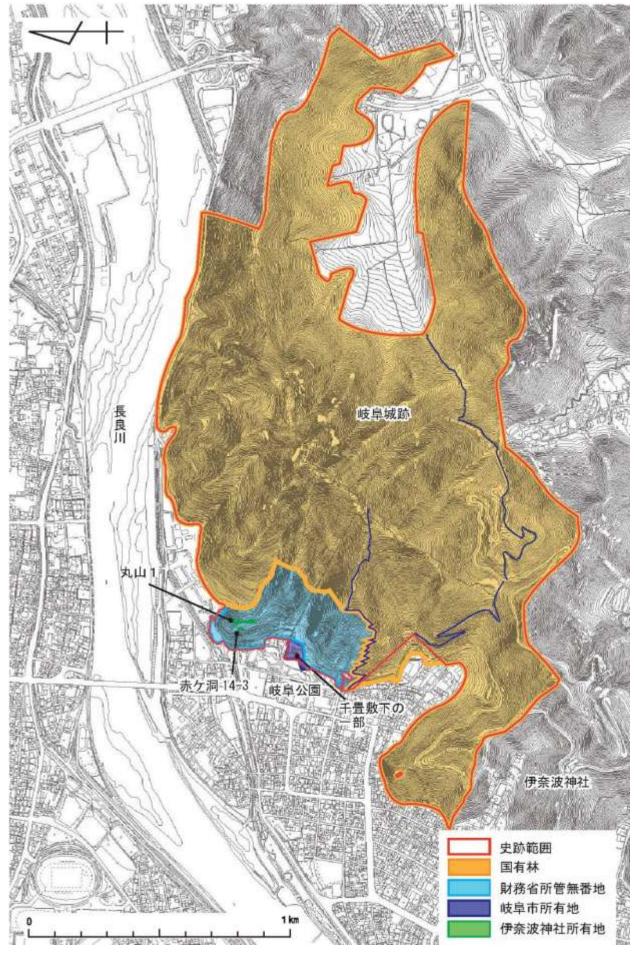


図 2-8 土地所有図

第2節 史跡岐阜城跡に関する各種の状況

「史跡岐阜城跡保存管理計画」の策定にあたっては、史跡岐阜城跡の特性を明らかにするために、自然や信仰、景観、岐阜公園など様々な観点から調査を実施し、その成果をとりまとめている。本整備基本構想では「史跡岐阜城跡保存管理計画」において整理した内容から、各項目について概要を抽出・整理する(詳細については、「史跡岐阜城跡保存管理計画」を参照)。なお、「4. 歴史」のうち、「発掘調査」の項については、平成24年度に実施した調査結果の概要を新たに整理した。

1. 自然的環境

(1)地形·地質

岐阜県は「飛山濃水」の言葉で象徴されるように、海抜 3000m級の飛騨の山岳から、水に囲まれた 日本で最も低湿な輪中を中心とする美濃のゼロメートル地帯まで起伏と変化に富んだ地形を持つ。しかし、北部及び東部を中心に大部分は山地からなっており、南西部に見られる平野の面積は全面積の 12%にすぎない。

岐阜市は、木曽川、長良川、揖斐川が形成する濃尾平野の北端に位置する。中部山岳地域から濃尾平野〜伊勢湾へかけて西に傾き下がる傾動地塊を形成し、隆起する山地と沈降する低地の境目に当たっている。このため、市域は美濃山地と南縁に当たる孤立化が進んだ低起伏山地と、濃尾平野北縁部に当たる平野(台地+低地)よりなる。山地形成のうち、主なものは西北西〜東南東に延びる岐阜〜各務原山地で、その最高峰は百々ヶ峰の 418mであり、その他はそれより低い。また、これらより小規模な残丘状独立山体が市の東南部に点在している。一方、美濃山地を浸食して南西へ流下する長良川・木曽川などが、砂礫を運搬(第四紀以降)・沈降して低地を埋積してつくったのが濃尾平野である。ここに典型的な平野の微地形が発達している。それらを上流側から列挙すると、まず長良川により、金華山北麓を頂点として西に開いた、海抜 10mから 20mの緩やかな扇状地が広がっている。金華山は、その扇状地東南側岐阜市街地を限る断崖として、海抜 329mの高さでそびえ立っている。長良川下流側には氾濫原が広がっているが、ここも決して平坦でない。この範囲は旧河道が残した高まりである自然場防と、後背湿地とに分かれる。

地質については、市内域の山地はすべて美濃帯を構成する中・古生代の地層で構成されている。 そして、そのほとんどは砂岩主体の地層とチャート主体の地層の互層からなり、それらが西へ傾き下がる大規模な向斜を形成している。このような地質構造の違いに加えて、硬いチャート(金華山)と比較的軟らかい砂岩(山間の低地)といった岩質の違いにより、険しい低山地がつくられた。一方、平野部の台地や低地は第四紀の砂礫層よりなり、一部に更新世後期の砂礫層を含み大部分は沖積層である。

金華山の登山道やドライブウェー及び麓の道路沿いで見られるチャート層は、激しく褶曲している。 このチャート層は、褶曲だけでなく、砂岩、泥岩がチャートと接する部分に当時できた断層があり、実際には 100mほど厚さの層が断層で切られて繰り返し重なっているため、何倍もの厚さがあるように見える。

(2)動物相

現在、国有林の範囲は、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」によって「県指定金華山特別保護地区」に指定されており、鳥獣の保護を図るとともに、鳥獣による生活環境や農林業、生態系への被害の防止に努めている。

金華山では、全国各地の山林同様、外来動物の進出による在来動物への圧力、減少の問題が挙げられる。特に、20世紀以降、金華山に生息していた「日本固有種」であるニホンリスが、外来動物であるタイワンリスの進出により、生息が認められなくなっている。

現在、タイワンリスは、金華山一円に限定して生息している。元来台湾・中国南東部・インドシナなどに生息する動物で、昭和5年(1930)頃から日本に生息するようになった帰化動物である。いつ金華山での生息が始まったか確証はないが、昭和 11 年(1936)に開催された「躍進日本博覧会」の台湾館より脱檻したと推定されている。金華山の暖帯性樹林が彼等の生息に適しているらしく、繁殖している。体格がニホンリスより優位にあることから金華山のニホンリスの大部分を駆逐したと推定され、金華山の生態系は大きく変化した。

一方、ニホンリスはタイワンリスより小型で、岐阜市北部及び東部一帯のアカマツ林を主とする里山に生息しているが、生息数は多くない。ニホンリスは「日本固有種」で、金華山にも20世紀初期までかなりの生息数が認められたが、タイワンリス等による外来動物の進出により、近年、生息は認められなくなった。日野・長森地区にわずかに生息が認められるのみである。

その他に、ペットとして輸入されたアライグマが脱柵し、野生化している。アライグマは北アメリカ大陸 原産の帰化動物である。生息分布範囲が急速に拡大しており、金華山周辺、長良川左岸、金華山東 側地域など広範囲に生息している。アライグマは、環境順応性、繁殖率が高く、周辺の農産物・畜産 物への被害増加も懸念される。その他に、ホンドイタチが金華山、長良川河川敷を始め、広範囲で確 認されている。

鳥類では、環境省が絶滅危惧種をまとめたレッドリスト掲載種のうち、岐阜市内で観察記録があるものは 19 種であるが、そのうち確実に繁殖が確認されているものはわずかにオオタカ、コアジサシ、ハチクマの3種である。金華山はオオタカの繁殖が確認されているが、以前はアカマツに営巣することが多かったようである。しかし、近年は松枯れによるアカマツの減少により、他の樹種で営巣しているのが確認されている。オオタカは、レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ種にあげられている。

また、貴重種であるサンコウチョウが数羽見られるが、数が非常に少なく絶滅が心配される。その他に貴重種としてキビタキが確認されている。

岐阜城の歴史資料から、尾張藩主の御成の際に鹿狩りが行われたことが確認されているが、現在で は鹿を見かけることは稀である。

イノシシは 1997 年に達目洞で初めて確認されたといわれており、その後増加したイノシシが登山道の掘り返しや山麓の民家への被害を与えるなどの事象が起きている。金華、日野、長森西、長森北、梅林校区で実施された捕獲実施回数に対する捕獲頭数も年々増加しており、市民や観光客への被害も懸念されている。

(3) 植生

1) 岐阜市の現存植生

岐阜市は、植物社会学的には暖温帯のヤブツバキクラス域に属し、ヤブコウジースダジイ群集が 潜在的な植生と推測される。現存植生としては、金華山一帯に、ヒノキ群落およびサカキーコジイ群 落が代償植生となっており、コナラークリ群落、アカマツ群落、スギーヒノキ植林に大別される。また、 平野部は、主に水田雑草群落が広がる。

2) 金華山の植生概況

金華山の植生は、ヤブツバキクラス域の植物群落のうち、やや内陸部の乾燥土壌に対応して成立 するツブラジイ林が主体をなし、長良川および岐阜市街に面する急斜面や岩崖尾根には天然のヒノ キ林が生じている。また、湿度の高い北側斜面の谷頭部や北側山麓の崖錐部分には適潤富養土壌 に対応するカゴノキ群落が成立している。達目洞付近は、いわゆる里山的景観を呈し、コナラ林およ びアカマツ林が分布している。一方、東側へひらけた日野集落の谷底平地に面する斜面は、南向き の乾燥地であり、また人為の影響が強かったのでアカマツ二次林に変化しているところが多い。

(4) 森林利用と植生の変遷

各種資料からみた金華山の植生を概観すると、江戸時代までは一貫してアカマツが主体の山であったこと、その景観は少なくとも戦国時代以前には成立しており、古墳時代までさかのぼる可能性があること、また「アカマツ林の稲葉山」という景観は多くの歌や絵画等に描かれ、古くから景勝地として広く知られていたことが確認できた。

近世になると岐阜奉行所の管轄となるが、その管理をみると立入禁止といっても許可があれば入 山できたこと、規制の一方で落葉や枯枝採集の許可を出しその利益に対し課税がされるなど、限定 的ではあるが森林利用がなされていたことが分かる。

近代になると官林、御料林、戦後には国有林となる。国の管理となった金華山は鵜匠篝火用松のための枯損木払い下げなど小規模な利用は行われたが、基本的には江戸時代同様の保全を重視した森林施業が現代まで続いている。その結果、ツブラジイやアラカシに代表される常緑広葉樹の高齢林に植生が遷移した。昭和55年と平成23年の植生図を比較しても、アカマツ群落がツブラジイ群落やコナラ・アラカシ群落に変化しており、アカマツ群落は東側に一部残るのみになってきている。

一方、城域以外の周囲の山地は伐採や柴刈り等で継続的に伐採され、その利用は戦前まで続いたとみられる。結果として金華山は周辺の森林と異なる植生となり「ツブラジイの金華山」、「都市の中の極相林」という新たな価値を有することとなった。

このように金華山は一貫して人々との関わりの中で成り立ってきた山であり、江戸時代以来の森林 保護によりその姿を変えながらも現在に至るまで名勝地として人々に認知されてきた山といえる。

2. 信仰

(1)金華山(稲葉山)における信仰の調査について

古記録など文献史料を中心に、伊奈波神社に関する史料等から、金華山(稲葉山)の信仰について調査を行った。

金華山の信仰的な要素は、旧伊奈波神社社地と推定される西側山麓の丸山や、発掘調査で宗教 施設らしき痕跡が見つかった西側山麓の居館跡の地区(遺構は中世前期と推定される)、伊奈波神社 の旧峯本宮があったとされる金華山山頂部等が挙げられる。

(2) 信仰の歴史的変遷について

1) 旧伊奈波神社の創祀

原始・古代においては、金華山周辺に多数の古墳群が分布していることから、古代まで重要な墓域であったことが分かる。その後は伊奈波神社の山として、信仰の山であったと考えられる。伊奈波神社の名は『続日本後紀』845年条に見え、このころにあるのは確実だが、その位置については、伝承では西側山麓の丸山にあったとされ、稲葉山山頂にも社があったとされる。一条兼良の日記『藤河の記』には、舟で因幡山の麓を過ぎ、この山は因幡社の縁起にある山である、と記している。この「因幡山」は、長良川からの見通しを考え、立地的に現在の伊奈波神社の付近ではなく、現在の丸山ないしは金華山を指していると考えられ、伝承を裏付けるものと言える。また、金華山の西側の麓には旧伊奈波神社に付随する施設があったと推測され、千畳敷の3次調査において、宗教施設と思われる遺構(廃棄土坑、地鎮遺構、石積み等)や遺物(「大寺」墨書小皿、五輪塔等)が確認されている。

2) 稲葉山城築城のための伊奈波神社移転

天文年間に、稲葉山城の築城により伊奈波神社は現在の地に移転し、以後数十年は城郭として利用される。分布調査によると、丸山にも砦が築かれた可能性が高い。道三がこの山に城を築いた理由の一つとして考えられるのは、この地方を治めるための権威誇示のために、聖地として信仰されている稲葉山を利用したのではないかということである(注1)。信仰的要素があったからこそ、城郭として利用され、麓に城下町を築くに至ったと仮定できる。

その後の信長期の宗教施設としての記録は、山科言継の日記の中に、信長に山上の「上之権現」を案内された、というものがある。

3) 近世における伊奈波神社の影響

近世に至り、岐阜城が廃城になると、稲葉山は全山が御山(おやま)として一般の立ち入りが禁止される。しかし、一方で伊奈波神社は独自の動きで丸山の土地の所有を獲得し、摂社・丸山神社が建築されている。近世でも旧社地として所有の意識と、確かな影響力を持っていたことが分かる。

4) 明治政府による宗教政策

近代に入ると、金華山は公園としての利活用が進むが、信仰的な要素についても、国の宗教政策(神仏判然令等)により、丸山神社が荒廃したり、現在の岐阜公園内に中教院が設立されたりと、動きが見られる。大正期に中教院は移転し、丸山の社殿も昭和期に撤去され、現在は、信仰の活動が常時されているわけではないが、丸山において年並で例祭が行われているなど、信仰の要素は今もなお存在する。

(3) まとめ

以上のように、金華山(稲葉山)における信仰は、計4回の転機があり、それぞれ形態を変えながら、 信仰的要素が存在し、現在も丸山の様子や発掘調査成果等から窺い知る事ができる。

一般的な認知として、金華山は城が存在した山として認識されているが、斉藤道三が築城する以前は伊奈波神社という神社の聖域であり、寺院らしき宗教施設跡も確認できる信仰の山であったと言える。また岐阜城が廃城した後も伊奈波神社が山に影響力を有していたことを考えると、この山の信仰的要素は脈々と受け継がれ、信仰の山としての価値は決して無視することができないことが分かる。

【注】

1 飯村均 1994「山城と聖地のスケッチ『帝京大学山梨文化研究所研究報告第5集』

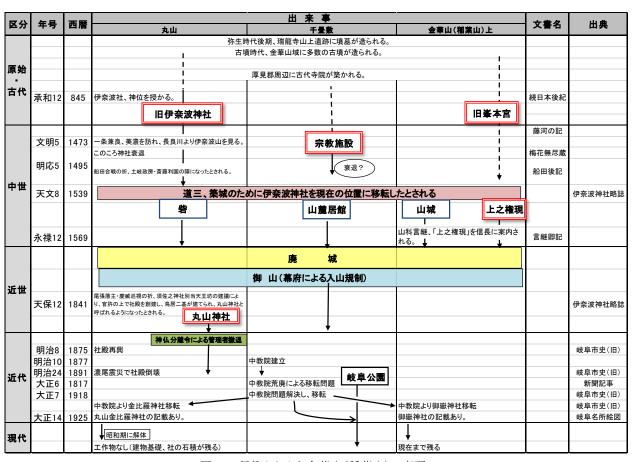


図 2-9 信仰からみた金華山(稲葉山)の変遷

3. 景観

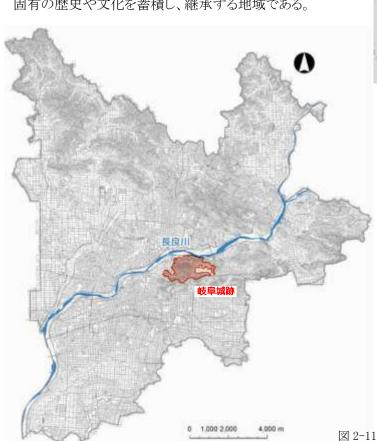
(1) 文化的景観

現在、岐阜市では金華山を含む一帯について、国の重要文化的景観の選定を目指して詳細調査を実施している。今後の調査により価値付けや範囲に変更が生じる可能性があるものの、現段階での認識を以下に整理する。

1) 文化的景観の位置

長良川は、岐阜県北西部の白山山系周辺の山々を水源 とし、岐阜県下の多くの支流を東ね、伊勢湾に注ぐ一級河川 であり、その中流域において岐阜市の中央を北東から南西 に貫流する。

岐阜市は、概ねその市域の全てが長良川流域であり、長良川に育まれながら歴史を重ね、文化を醸成してきた地域と言える。その市域にあって、文化的景観の範囲は、長良川と直接的に関係しながら、「長良川流域文化」とも呼べる流域固有の歴史や文化を蓄積し、継承する地域である。



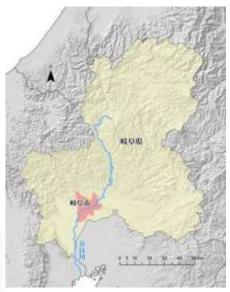


図 2-10 岐阜市及び長良川の位置

図 2-11 岐阜市における長良川の位置

2) 文化的景観の構造及び価値

美濃山地と長良川が織り成す地理の特性、中世以降から現在に至る歴史の重層性、そして鵜飼漁や竹・和紙を用いた伝統産業という文化の継続性の中で、長良川扇状地を中心とした地域において、「長良川を主軸とする流通往来の構造」、「金華山麓に栄えた都市」、「長良川鵜飼を支える諸空間」という3つの構造を持つ文化的景観が形成された。

これら3つの構造はいずれも自然と人々の関係性を示し、その構造により長い時間の中で文化的 景観が形成されたものである。岐阜市の中央部には、水質環境基準の「A」を満たす長良川、多様な 植生や生態系を維持する金華山がある。またこれらの周囲に展開する都市部には、斎藤道三や織 田信長によって形成された岐阜城下町の基盤が、ほぼ形を変えることなく継承されている。

長良川の水運や都市の基盤の中で、材木・和紙・糸などの問屋業、竹・和を材料とする提灯・傘・ 団扇などの伝統的な手工業は昭和初期まで発展し続けた。以後、長良川の水運はなくなり、また、 現在は商業地としての機能は縮小傾向にあるが、紙の問屋業や団扇などの伝統的な手工業は今も なお営まれている。さらに、遅くとも江戸時代までには形成された自治組織及び自治活動が、両側 町の形態をとる町の中で現在も継承されている。

また、長良川では、鵜飼漁をはじめとした様々な伝統漁法が現在も行われている。鵜飼に携わる6名の鵜匠が暮らし、「観覧鵜飼」により発展した旅館などの観光施設が建ち並ぶ鵜飼屋地区、および長良川の水運により発展した川原町地区は、長良川の恵みに依拠する生業・生活によって形成された堤外地の集落であり、人々と長良川との距離の近さをよく示している。

長良川の堤外地の集落及び中世から近世に整備された都市構造が残存する都市部において、 現代の人々が、長良川や金華山と一体となり、また常にそれらを意識しながら、問屋業、伝統的手工 業、自治活動及び祭りといった生業・生活を継承していることこそが、岐阜市における文化的景観の 価値である。

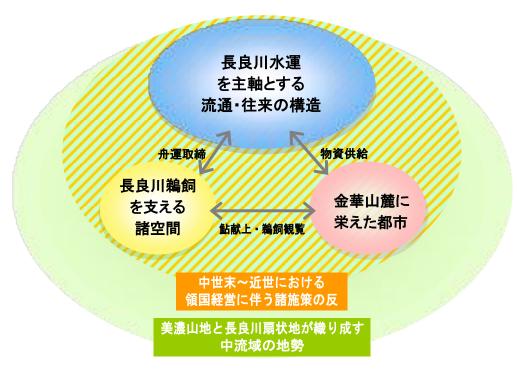


図 2-12 長良川中流域における岐阜の文化的景観の構造イメージ

3) 文化的景観の範囲

市全域が概ね長良川流域に含まれる岐阜市にあって、文化的景観の価値を有する区域として、 以下の表に示す①~⑦の区域が挙げられる。そのことから長良川流域の文化的景観は、概ね①~ ⑦の区域総体を範囲とする。

史跡岐阜城跡は、文化的景観の構造を構成する区域のうち、④「金華山とその山麓に形成された 旧城下町の市街地」に該当し、「金華山地区」に区分されている。

表 2-4 文化的景観の3つの構造を構成する区域

| 文化的景観の 構造を構成する区域 | 範囲概説 | 地区区分 |
|--|---|---------|
| ① 長良川のうち、美濃山地 を貫き、長良川扇状地 上を流下する区間 | 旧岐阜町を中心とした流通往来の結節点であった川湊が置かれるとともに、長良川鵜飼を支える諸機能が配され、昭和初期から風致地区として保全が図られてきた藍川橋 ~ 河渡橋までの区間 | 長良川地区 |
| ② 長良川に近接する 美濃山地 | 古くから長良川鵜飼の借景として認知され、昭和初期から 長良川とともに風致地区として保全が図られてきた山地の 区域 | 山地地区 |
| ③ 長良川堤外地の | 長良川水運を主軸とする流通・往来において川湊や渡河 点として利用された堤外地としての立地とともに、往時の 繁栄を伝える町並みを継承する川原町の区域 | 川原町地区 |
| 市街地 | 川湊や渡河点として利用された堤外地としての立地ととも に、長良川鵜飼の鵜匠の居住地として継承される長良鵜 飼屋の区域 | 鵜飼屋地区 |
| ④ 金華山とその山麓に | 斎藤道三・織田信長が居城とした史跡岐阜城跡の範囲 | 金華山地区 |
| 形成された旧城下町の市街地 | 金華山西麓の城下町としての惣構の都市構造と、長良川 を主軸とする流通・往来の経済拠点としての繁栄を物語る 建造物や伝統産業が継承される旧岐阜城下町の区域 | 旧城下町地区 |
| ⑤ 長良川の川湊に繋がる 旧街道を継承する道 | 長良川の川湊や旧岐阜町と繋がり、流通・往来のネットワークを形成した旧高富街道(旧御鮨街道、旧郡上街道、旧谷汲街道、旧京街道) | 旧街道地区 |
| ⑥ 渡船場と一体的に 継承される界隈 | 渡船場として市域に唯一現存する小紅の渡しと一体的に 継承される乙津寺周辺の区域 | 乙津寺境内地区 |
| ⑦ 長良川と美濃山地に 挟まれた集落 | 美濃山地とともに、長良川鵜飼の背景となり、畑作地や果 樹園としての土地利用を継承してきた河畔の集落(雄総 集落、志段見集落、古津集落、日野集落) | 周辺集落地区 |











写真 2-1 (左上):長良川地区(長良橋から上流への眺望)

写真 2-2 (左中):鵜飼屋地区(川岸の様子)

写真 2-3 (左下):金華山地区(長良川対岸からの眺望)

写真 2-4 (右上):川原町地区(川原町通りの町並み)

写真 2-5 (右下): 旧城下町地区(岐阜城模擬天守からの眺望)



(2) 文献史料に見る岐阜城(金華山)の眺望

戦国期の眺望は史料が極めて限られている。特に具体的な景観、地名、地物への言及がほとんど 見られない。このことは、記述者の関心が希薄だったのか、軍事施設であるため記述に制約があった のかなど色々想像させるが、検討は今後の課題である。

近世になると地誌的関心等の増加からか眺望記述が激増する。記述者毎に記述内容を整理すると下表のとおりとなる。近世社会を反映してか尾張藩ゆかりの城・城跡などへの言及が目立つのに加えて、自然景観についても目立つ。また、尾張藩主徳川斉荘の記録は名所・歌枕への関心が高いが、これは伝統的な紀行文のスタイルをなぞったものと思われる。

| 場面 | ルイス・フロイス(1569年) | 山科言継(1569年) | 兎庵老人(1573年) |
|---------------|---|-------------|---|
| 町から岐阜城 の眺め | 宮殿は非常に高いある山 の麓にあり、その山頂に彼 の主城があります。 | _ | やどりける家ゐより城郭の 見へ侍るに。こゝをなむい なば山といふといひけれ ば。「千里までなびきにけり なそよぎたついなばの山の 風のまにまに」 |
| 信長居館からの町の眺め | そこから市(まち)の一部が 望まれます。…(略)…三、 四階の前廊からは全市を 展望することができます。 | _ | _ |
| 本丸付近か | 同所の前廊から彼は私たちに美濃と尾張の大部分を示しましたが、すべて平坦で、山と城から展望することができました。 | _ | _ |
| 城内 | _ | 嶮難風景言語不可説、 | _ |

表 2-5 戦国期における眺望に関する記述

「出典」・ルイス・フロイス 松田毅一・川崎桃太訳 1978『日本史』中央公論社

表 2-6 近世における眺望に関する記述の分類

| | 場面等 | 朝日文左衛門 | 徳川斉荘 | 松平君山 |
|---|---------------------------|--------|------|------|
| А | 尾張藩ゆかりの城・城跡・史跡およ び尾張藩領 | 0 | 0 | 0 |
| В | 尾張藩以外の城・城跡など | 0 | Δ | 0 |
| С | 岐阜城の戦いの戦跡※ | Δ | Δ | × |
| D | 自然景観(山) | 0 | 0 | 0 |
| Е | 名所·歌枕 | × | 0 | × |

[·]山科言継 1998『言継卿記四』続群書類従完成会

表 2-7 近世における眺望に関する記述(1/2)

| 場面 | 朝日文左衛門(1717年) | 徳川斉荘(1843年) | 松平君山(1747年) |
|--------------------|---|--|--|
| 鵜飼観覧中 | _ | 金花山を見てよみける「やみの夜も星のひかりのかゞやきてこがね花さく山ぞこのやま」・・・・(略)・・・はからずも山のあなたを見渡せば、夜のあくるかとほのめく山のかひより月のさしのぼりたるは、たとへむにものなく、えもいはれぬけしきなり。是をも見すてがたく、 | _ |
| 妙照寺 | 妙性寺の門へ入れば、大山 前に屹たり。千岩万壑甚能 景也。 | _ | _ |
| 七曲登山道 | _ | 大曲りと名づけし所あり。是 より亥子の方に、岐阜町と長 良川眼下に見ゆる。 | _ |
| 七曲峠付近 | 景のよき事不可筆記。南の方柏原彦右エ門砦、三ヶ所有。 | 達目洞といふあり。稲葉大神 古縁起に見えたる古き地なり。むかし墾開きて田畑となりぬ。 楷原の砦、石田光成が豪玉 作八月廿三日、浅野幸 年八月廿三日、浅野幸 をしたる旧地なり。 七曲峠を越行に、辰の方に鷹の巣山みゆる。古へ鷹をとりてわか家の祖におくりしより、山の名となりぬるよし。この峠をの城見ゆ。 | _ |
| 馬屋付近 | 鷹の巣山の下、東の方にだ ちぼく(伝、先に記)扣へ有。 (臼井眼入子今に扣ゆ) | _ | _ |
| 松田横(正確な 現在地は不明) | _ | 松田横といふ高き所あり。秀 信の臣松田何某の砦へ通ふ 道なりしよし。爰より名古屋 の城、小牧山午の方に見 ゆ。 | 松田尾(松田矢倉共云)松田十大夫守りし曲輪か、不分明、肝要の曲輪と見えたり。松田尾より木曽川・犬山邊・起の渡し・神明津の邊まで、其外南北能く見ゆる。丑寅の方長良川の上土佛の邊の川筋見ゆる。 |
| ロープウェー山 上駅付近 | 百曲り・追分・塩硝蔵の跡 也。 | この松田横を又のぼりて、未 のかたに加納の城見えたり。 塩硝蔵礎のあと今に残れり。 | _ |
| 二/丸(下台所) | 其次下台所と云。東の方を 鷹の巣山と云(鷹巣をかけし 山也) | 下台所の跡、今いふ賄方に 当れり。 | _ |

表 2-8 近世における眺望に関する記述(2/2)

| 場面 | 朝日文左衛門(1717年) | 徳川斉荘(1843年) | 松平君山(1747年) |
|------------|--|--|--|
| 天守付近 (天守台) | 天守台に八間名の連上に八間名の連上に八間名の連上に八間名の連上に八間名の連上に不正の正式に四上にでで、七間頂上にでで、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな | 下殊類北是のりのでは、大文 に かりの に ない は に かりの と に で に で に で に で に で に で に で に で に で に | 城田尾・樫原和城・桑名・大田田名・大田田名・大田田名・大田田名・大田田名・大田田名・大田田名・大 |
| 千畳敷付近 | 麓より北へ行。右の方を見上げれば、ひの木谷、けやき谷の入口也。左に千丈敷。又丸山と云あり。 | _ | _ |

[出典] ·朝日文左衛門 1969「鸚鵡籠中記(四)」『名古屋叢書続編 12』 名古屋市教育委員会

- ·徳川斉荘 1959「岐阜御紀行」『名古屋叢書6』名古屋市教育委員会
- ・松平君山 1934『岐阜志略』一信社(1971 年に大衆書房より復刻)

(3) 歌にみる稲葉山(金華山)の眺望

古来よりの和歌や俳句、現代における校歌についてみると、金華山は西側からの眺望が意識されている傾向がうかがえた。歌は必ずしも現地で詠むわけでなく心象風景であることも多いため、他の資料による検証が必要であるが、金華山の景観認知の変遷を考えるうえでのひとつの材料になると思われる。

表 2-9 金華山関係の和歌・俳句一覧 (1~31 が和歌、32~40 が俳句)

| 番号 | 時代 | 出典 | 和歌・俳句 | 作者 | |
|----|--------------------|--------------------|--|--|--|
| 1 | 平安時代初期 | 古今和歌集 | 立別れいなはの山の嶺におふる松とし聞かは今かへりこむ | 在原行平 | |
| 2 | 鎌倉時代初期 | 新古今和歌集 | 忘れなん松となつけそ中々にいなはの山の峯のまつ風 | 藤原定家 | |
| 3 | 建保4年(1216) | 拾遺愚草 上 | きのふかも秋の田の面に露置し稲葉の山も松のしら雪 | 藤原定家 | |
| 4 | | <u> </u> | かひなしや稲葉の山のまつとてもまたかえりこん昔ならねと | 藤原爲氏 | |
| 5 | 弘安元年(1278) | 續拾遺和歌集 | 待とせし風のつてたにたへはてゝ稲葉の山につもる白雪 | 藤原隆輔 | |
| 6 | | | 特をして風が うくたにたいなどが 相乗の面に うもの 自動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 権中納言經平 | |
| 7 | 正安3年(1301) | 新後選和歌集 | いなは山松の嵐や寒からんふもとの里に衣うつなり | 後鳥羽院 | |
| 8 | 正和2年(1313) | 玉葉和歌集 | 雪の中に冬ハ稲葉の峯の松つゐにもみちぬ色たにもなし | 順徳院 | |
| 9 | 文和2年(1353) | 小島のくちすさみ | おもひきや思もよらぬ假寐して稲葉の月を庭に見んとは | 二条良基 | |
| 10 | 正平 14 年(1359) | 新千載和歌集 | 都人まつとしきかはことつてよひとり稲葉の峯のあらしに | 大見院 伏見院 | |
| 11 | <u> </u> | 州 1 戦和帆来 | 今はとて稲葉の山の時鳥わすれかたみのひと声もかな | 法眼顕昭 | |
| 12 | | | いなは山峯立ち別れ行雲の帰らんほとハまつとたのめよ | 権中納言雅縁 | |
| 13 | | | 紅葉せし秋ハ稲葉の秋風に松のみ残る冬来りけり | 源家長朝臣 | |
| 14 | | | 本来でしめ、循来の例風に伝のみ残る令末りりり 峯に生ふる松にも今や通ふらん稲葉の山の夕くれの色 | 多々良持世朝臣 | |
| 15 | | | 学に生ぶる私にもうべ通ぶらん相楽の山のタスルの色 今はとて春も稲葉の峯の松ねにあらハれて鶯そ鳴 | 光明峯寺入道 | |
| 16 | 永享 11 年(1439) | 新續古今和歌集 | 「などとなる相楽の拳の私はにめらいれて鳥で鳴 旅寝する花の下風立わかれいなはの山の松そかたなき | | |
| 17 | | | 立帰り今はいなはの山風にまつの音するはつ雁のこゑ | 後京極摂政 藤原爲家 | |
| | | | 7,77 | | |
| 18 | | | 人はこそ秋は稲葉の山風にけふはくれぬと鹿そ鳴くなる 峯の松すそのゝ萩もうちなひきいなはの山はたゝ秋の風 | 源通具 | |
| 19 | | | | 慈鎮 | |
| 20 | ※ 会市土 仏 | 7卦171 或4人 | しはしともなどかとゝめぬ不破の関稲葉の山のいなはいねとや | 津守国量 | |
| 21 | 鎌倉時代 | 建保歌合 | 秋の田のなひきし音は枯はてゝあらぬ稲葉の峯の松風 | 行意 | |
| 22 | 鎌倉時代 | | 麓よりつゝく田つらのいなは山みどり涼しき峯の松風 | 遊行上人 | |
| 00 | | TT時代 草根集 | 美濃国稲葉山に社ありとて人の法楽の歌すゝめ | | |
| 23 | ⇔m=n±7\s | | 侍りける中に 一つ 夢さ で 中 の 神 の 声 でき かい かいもの はの さっこいていい | 徹書記 | |
| | 室町時代 | 徹書記物語 | 言の葉を手向の神の惠みをやいなはの山のまつことにせん | (正徹) | |
| 24 | | 地口中に一石山という所あり | | | |
| | | | 鳥が鳴く東の方になひくなり一の石の山はこの山 みねにおふる松とはしるやいなは山こかね花さく御代のさか | | |
| 25 | 文明5年 | ふち河の記 | みなにもかの位とはしの人によりにいなれる人種にのるか | . 久 並 白 | |
| 96 | (1473) | かり何の記 | さ苗とるふもとの小田にいそくなりそよくいなはのみねのまつ風 | 一条兼良 | |
| 26 | | | | | |
| 27 | 二角の左(1571) | ⇒ 4₩ 6m ≥ 7 | 都路にいなばの山のうれしさをいろに出でてもいざ帰り来む | 山和寺伽 | |
| 28 | 元亀2年(1571) | 言継卿記 | あふぎ見よ一つの石の山高く生のぼる松にかかるしら雪 | 山科言継 | |
| 29 | ナナーた (1570) | | よそにさへ名高き山の嶺に生る松たぐひなき雪の明けぼの | 五 古 北 1 | |
| 30 | 天正元年(1573) | 美濃路紀行 | 千里までなびきにけりなそよぎたついなばの山の風のまにまに | 兎庵老人 ************************************ | |
| 31 | 江戸時代中期 | 太神宮法楽千首 | 歸りこんと云ひし契りを頼りにていなはの峰に松そひさしき | 鷲尾隆長 | |
| 32 | | 笈日記 | 城址や古井の清水先づとはん | | |
| 33 | | 笈日記 | 塩く鐘も響くやうなり蝉の声 | | |
| | > | lates and | 落梧何かしのまねきに応じていなばの山の松の下涼して長途 | (a) D (1)-44- | |
| 34 | 江戸時代前期 | 笈日記 | の愁をなくさむほとに | 松尾芭蕉 | |
| | | ble o - | 山かげや身を養はん瓜畠 | | |
| 35 | | 笈日記 | 花と実と一度に瓜の盛りかな | | |
| 36 | | 芭蕉句集 | 夏きてもたべひとつばの一葉哉 | | |
| 37 | 江戸時代前期 | 七車 | まつとならば稲葉又来ん秋もやがて | 上島鬼貫 | |
| 38 | 江戸時代中期 | 全集 | 守るなとは案山子も知るや稲葉山 | 横井也有 | |
| 39 | 明治~ | 大野万木句集 | 鵜かべりや闇美しき金華山 | 大野万木 | |
| 40 | 昭和前期 | ハギルハウ木 | 天そそる金華の城や風光る | 7(2)7071 | |

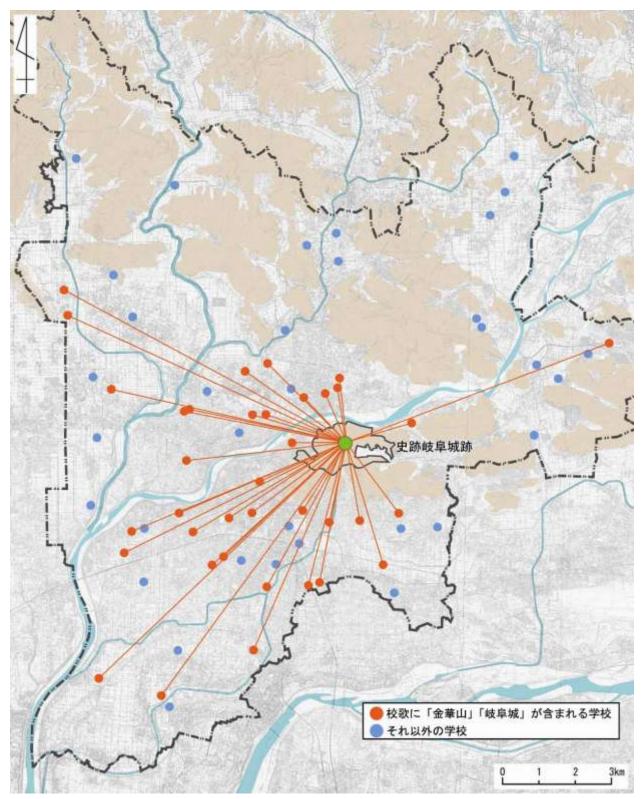


図 2-14 岐阜市内小中学校校歌にみる景観認知

(4) 眺望景観現地調査

平成 23 年度には、文献史料に基づく金華山の眺望景観、歌に詠まれた金華山の眺望景観を踏まえ、眺望景観に関する現地調査を実施し、時代と場所に着目した眺望景観の実態を明らかにした。

岐阜城下町遺跡からは妙照寺(22)、新町通(23)、百曲通(24)の3箇所から実際に眺望を確認することができた。本項(2)では場所の特定ができる記録も挙げられており、そのうち『鸚鵡籠中記』に見られる妙照寺付近からの眺望景観を実際に現地で確認することができた。

本項(3)の和歌等の分析では、特に金華山より西側からの眺望景観が意識されている傾向が窺えたが、 今回の現地調査でも、全体的に西側の方がより良好な眺望景観を確認できる傾向を見出すことができた。

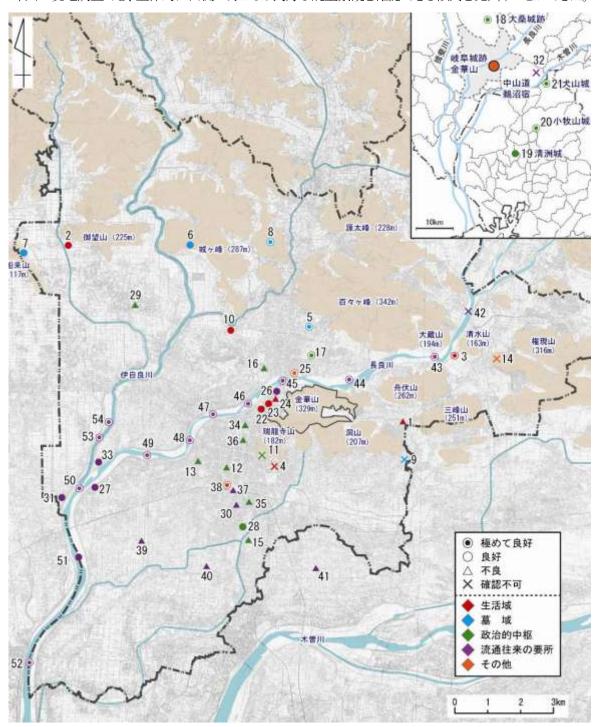


図 2-15 眺望景観調査位置図

表 2-10 眺望景観の評価一覧

| 時代 | 番号 | 対象地 | 方角(岐阜城跡から) | 眺望景観の評価(現在 | 分類は下図参照) 過去 | 備考 |
|--|----------|--|------------|----------------|----------------|---|
| 旧石器 | 1 | 寺田・日野遺跡 | 南東 | Δ | Δ | 西山により一部が隠れる |
| 縄文 | 2 | 御望A遺跡 | 北西 | 0 | 0 | |
| 3 <i>f</i> . 4L | 3 | 岩田西·岩田東A遺跡 | 北東 | 0 | 0 | |
| 弥生 | 4 | 梅林小学校遺跡 | 南西 | × | × | 瑞龍寺山により遮られている |
| | 5 | 龍門寺古墳群 | 北東 | 0 | 0 | |
| | 6 | 上城田寺古墳群 | 北西 | 0 | 0 | |
| → 1 = | 7 | 船来山古墳群 | 北西 | 0 | 0 | 鉄塔が視野に入る |
| 古墳 | 8 | 鎧塚古墳 | 北西 | 0 | 0 | |
| | 9 | 琴塚古墳 | 南東 | × | × | 洞山により遮られている |
| | 10 | 鷺山遺跡群 | 北西 | 0 | 0 | |
| | 11 | 厚見寺遺跡 | 南西 | × | × | 瑞龍寺山により遮られている |
| 115 | 12 | 大宝廃寺遺跡 | 南西 | Δ | 0 | 住宅やマンション等により大部分が隠れる |
| 古代 | 13 | 鍵屋廃寺遺跡 | 南西 | Δ | 0 | 住宅密集地であるため大部分が隠れる |
| | 14 | 老洞·朝倉須恵器窯跡 | 北東 | × | × | 舟伏山や三峰山に遮られている |
| | 15 | 革手城跡 | 南西 | Δ | 0 | 学校施設により大部分が隠れる |
| | 16 | 福光御構 | 北西 | Δ | 0 | 電柱・電線等が視野に入る |
| | 17 | 枝広館跡 | 北東 | 0 | 0 | 电位 电脉节// 况到12/(0 |
| | 18 | 大桑城跡 | 北西 | 0 | 0 | |
| | 19 | 清洲城 | 南東 | 0 | 0 | |
| 中世 | 20 | 小牧山城 | 南東 | © | 0 | |
| | 21 | 大山城 | | 0 | 0 | |
| | | 7 1 | 南東 | _ | _ | |
| | 22 | 岐阜城下町遺跡(妙照寺) | 南西 | 0 | 0 | |
| | 23 | 岐阜城下町遺跡(新町通) | 南西 | 0 | 0 | 无.4. 无.6. 1. 毛.1. 6. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. |
| | 24 | 岐阜城下町遺跡(百曲通) | 南西 | Δ | 0 | 電柱・電線や看板等が視野に入る |
| | 25 | 鵜飼屋 | 北西 | 0 | 0 | |
| | 26 | 川原町 | 北西 | 0 | 0 | |
| | 27 | 鏡島湊 | 南西 | 0 | 0 | |
| | 28 | 加納城跡 | 南西 | 0 | 0 | |
| 近世 | 29 | 黒野城跡 | 北西 | Δ | 0 | 住宅等により大部分が隠れる |
| | 30 | 中山道加納宿 | 南西 | Δ | 0 | 住宅等により大部分が隠れる |
| | 31 | 中山道河渡宿 | 南西 | 0 | 0 | |
| | 32 | 中山道鵜沼宿 | 南東 | × | × | 愛宕山により遮られている |
| | 33 | 小紅の渡し | 南西 | 0 | 0 | 鉄塔が一部視野に入る |
| 近代 | 34 | 岐阜総合庁舎 | 南西 | Δ | 0 | 住宅密集地であるため大部分が隠れる |
| 2010 | 35 | 旧加納町役場 | 南西 | Δ | 0 | 住宅密集地であるため大部分が隠れる |
| | 36 | 岐阜市役所 | 南西 | Δ | , | 駿河山、稲荷山により大部分が隠れる |
| | 37 | JR岐阜駅 | 南西 | Δ | 1 / | 住宅やマンション等により大部分が隠れる |
| | 38 | 岐阜シティ・タワー43 | 南西 | 0 | / | |
| | 39 | 国道21号(①) | 南西 | Δ | 1 / | 店舗等により大部分が隠れる |
| | 40 | 国道21号(②) | 南西 | Δ | 1 / | 店舗等により大部分が隠れる |
| | 41 | 国道21号(③) | 南東 | Δ | 1 / | 店舗やマンション等により一部が隠れる |
| | 42 | 藍川橋 | 北東 | × | 1 / | 大蔵山により遮られている |
| | 43 | 千鳥橋 | 北東 | 0 | / | |
| | 44 | 鵜飼い大橋 | 北東 | 0 | / | |
| 現代 | 45 | 長良橋 | 北西 | 0 | / | |
| | 46 | 金華橋 | 南西 | 0 | / | |
| | 47 | 忠節橋 | 南西 | 0 | / | |
| | 48 | 大縄場大橋 | 南西 | 0 | / | |
| | 49 | 鏡島大橋 | 南西 | 0 | / | |
| | 50 | 河渡橋 | 南西 | © | / | |
| | 51 | | | 0 | / | |
| | | 長良大橋 | | | / | |
| | 52 53 | | 南西 南西 | © © | / | |
| | 54 | 島大橋 尻毛橋 | 南西 北西 | 0 | / | |
| ◎:極めて良好○:良好△:不良×:確認不可 | | | | | | |
| 中心地の私 | 車別: | ◆生活域 ◆墓域 ———————————————————————————————————— | ◆政治的中村 | 枢 ◆流通往: | 来の要所 🔸 | その他 |

4. 歴史

(1) 岐阜城の歴史

1) 永禄 10 年まで

岐阜城跡の範囲は、金華山の山域とほぼ同一であり、古くは稲葉山と呼ばれていた。この山の南に続き、美濃平野に面する瑞龍寺山には、弥生時代後期の墳墓、瑞龍寺山頂遺跡がある。また古墳時代には、山尾根筋や山麓部に多数の古墳が築かれる。また、稲葉山の麓にある丸山は、伊奈波神社の旧社地であったとされている。古代・中世の人々にとって、この山は大きな信仰的な意味を持っていたことが分かる(信仰の価値については、「第2節-2. 信仰」を参照。

城郭利用については、建仁年間に二階堂山城守行政が初めて城を築いたとする伝承があるが (『美濃明細記』など)、確実に利用されていたと分かるのは大永5年(1525)である。このとき長井氏が主家の土岐頼武・斎藤利隆を追放した事件で、南麓の瑞龍寺が戦地となっているが、『朝倉家伝記』によれば、朝倉勢が守護方について、「稲場山ノ城」を攻撃している。

後の天文8年(1539)ごろ、斎藤道三によって伊奈波神社が丸山から現在の地へ移されたと伝えられ、この時までには稲葉山に築城が行われたと考えられる。道三は、同 21 年ころ守護・土岐頼芸を追放するなど、本格的に美濃を実効支配した。

天文 23 年(1554)、道三は息子の義龍に家督を譲るが、その 2 年後には義龍に討たれてしまう。義龍は国内の安定・整備に努めたが、織田信長との緊張が高まる中、同4年(1561)に病で急逝する。跡を義龍の子龍興が継いだが、同7年(1564)、稲葉山城が竹中半兵衛重虎(重治)と安藤伊賀守守就に一時奪取された。

2) 織田信長の入城 ~関ヶ原合戦まで

永禄 10 年(1567)、信長は稲葉山城を落し、龍興を追放して、小牧山から居城を移した。同年の9 月から 12 月にかけて、信長は多くの禁制・安堵状を出して、戦乱で逃亡した百姓・町人の還住と新領地の治安回復に努めている。また、この頃から「天下布武」印を使用するようになり、町の名を井口から岐阜へと改めた。翌年の伊勢出兵に始まる対外戦や、足利義昭を西庄の立政寺に迎えて幕府再興の計画に着手するなど、軍事・政治的戦略が大きく展開していった。義昭の征夷大将軍への補任と二条の御所造営、伊勢長島攻め、延暦寺焼き討ち、義昭追放、朝倉・浅井氏の滅亡、本願寺攻撃、長篠合戦などは、岐阜在城時代の出来事である。

天正3年(1575)信長は家督を嫡子の信忠に譲って岐阜城主とし、翌4年(1576)に近江の安土城 へ移った。天正 10年(1582)信長・信忠父子が本能寺の変で死亡した後は、岐阜城主は秀吉による 人事のもとに置かれることになるが、城主は転々と変わっている。

最後の城主・織田秀信は慶長5年の関ヶ原合戦の際に西軍に属した。そのため岐阜城は、合戦の開始以前に家康方の標的となり落城した。

3) 関ケ原合戦以後、近世の岐阜城跡

関ヶ原合戦に勝利した家康は、岐阜城を廃し、西国の守りとして、南方の平地に加納城を築いた。 岐阜城の櫓・館の礎石・石垣などはこの時とり壊され、加納城建設のために使用されたといわれる。 城を失った岐阜の町は、加納藩領ではなく、徳川蔵入地(直轄領)となった。慶長6年(1601) 大久 保石見守長安が美濃国奉行となり、旧城の地を離れた南西、靱屋町・米屋町辺りに陣屋を置いた。

史跡岐阜城跡整備基本構想

元和元年(1615)木曽山及び木曽川・飛騨川流域の要地が尾張藩へ引き渡され、同5年(1619)に岐阜町は美濃国内 142 箇村とともに同藩へ加増された。

金華山は尾張藩主の「御山」として一般の立ち入りが禁止され、奉行所に山廻り同心が置かれて普段の見回りに当った。歴代藩主の岐阜御成の際には、鵜飼見物とともに登山・鹿狩りなどが催された。『増補 岐阜志略』には、千畳敷を見た後、百曲から登山した安永6年(1777)、七曲口から登り百曲口へ下った後、千畳敷へ入った天保14年(1843)などの藩主視察の記録がある。江戸後期と思われる『岐阜御山附近図』には、山と平地の間に柵がめぐらされ、所々に冠木門が描かれる。また伊奈波神社蔵の『稲葉山城趾之図』には、山頂の矩形階段状の石垣、尾根筋の施設を囲む石垣、山麓居館部分と思われる長方形の区画などが見える。現在残る地形と一致するところが多く、当時の、遺跡としての岐阜城跡の状況をよく表していると思われる。しかし、江戸時代を通じて、山と山麓の城主居館があった部分、及びその前面の平地には、大規模な施設は建設されなかったと考えられる。

表 2-11 岐阜城の歴史年表(近現代含む)

| 西暦 | 元号 | 城主 | 事項 | _ | | 元号 | 事項 |
|-------|----------------|-----|--|-----|---------------|----------|------------------------------|
| | 70 1 | 斎 | T -7 | | | | 大久保長安、岐阜靱屋町に陣屋を置く |
| 1539頃 | 天文8年頃 | 藤道三 | 斎藤道三、丸山の伊奈波神社を現在の地に 移し、稲葉山城を築城したとされる。 | 161 | | | 長安死去、岡田善同、陣屋を可児郡姫郷から岐阜米屋町に移す |
| 1554 | 天文23年 | 斎 | 道三引退し、義龍が継ぐ | 161 | 9 | 元和5年 | 尾張藩、岐阜町に代官を置く |
| 1556 | 弘治2年 | 藤義 | 義龍、父道三を討つ | 162 | 0 | 元和6年 | 尾張藩主・徳川義直、最初の岐阜御成(1月) |
| | 永禄3年 | 発龍 | 織田信長、美濃に侵入し、義龍と戦う | 163 | _ | | 長良川役所が早田馬場から中河原へ移される |
| | | | 斎藤義龍死去し、龍興が継ぐ | 165 | - | | 尾張藩主・徳川光友、岐阜御成 (12月) |
| 1561 | 永禄4年 | 斎藤 | 信長、再三にわたり美濃に侵入し、龍興と戦う | | _ | | 臼井宇右衛門、達目洞を開墾し、岐阜御山守となる |
| 1564 | 永禄7年 | 龍 | 竹中重虎(重治)・安藤守就のクーデター、 | 167 | 5 | 延宝3年 | 尾張藩・徳川綱誠、岐阜御成 (7月) |
| 1001 | 71 (AC 1) | 興 | 一時稲葉山城を占領する(2月) | 169 | 5 | 元禄8年 | 尾張藩、岐阜奉行を新設する(6月) |
| | | | 信長、城を攻め占領、岐阜城と名を改める 斎藤龍興、伊勢長島に逃れる(9月) | 170 | - | | 尾張藩主・徳川吉通、岐阜御成(9月) |
| 4505 | 2 47 4 0 50 | | | | - | | 尾張藩主・徳川継友、岐阜御成(9月) |
| 1567 | 永禄10年 | | 楽市場宛、制札を出す(10月) | 173 | _ | | 尾張藩主・徳川宗春、岐阜御成(9月) |
| | | | 正親町天皇、信長に美濃尾張の | | - | | 尾張藩主・徳川宗勝、岐阜御成(9月) |
| | | | 皇室領回復を求める(11月) | | - | | 尾張藩主・徳川宗睦、岐阜御成(9月) |
| | | | 信長、伊勢北部を平定し、 | 184 | :3 | 天保14年 | 尾張藩主・徳川斉荘、岐阜御成(9月) |
| | | | 弟信包・子信孝を入れる(2月) | 186 | | | 幕府、大政を奉還 |
| 1568 | 永禄11年 | | 信長、西庄立政寺に足利義昭を迎える (7月) 信長、近江観音寺城を攻撃し、 | 187 | 1 | 明治4年 | 廃藩置県、発足した笠松県などが岐阜県 に統合される |
| | | | 六角承禎、伊賀に敗走する(9月) | 187 | 3 | 明治6年 | 岐阜県庁が笠松から今泉村に移される |
| | | | 信長、義昭を奉じ、入京 (9月) | 187 | 7 | 明治10年 | 現在の岐阜公園内に岐阜中教院が建設される |
| | | 織 | 加納宛、楽市楽座の制札を出す(9月) | 188 | 2 | 明治15年 | 板垣退助が岐阜中教院で襲われる |
| | | 田 | 幕府の「殿中御掟」を定め、将軍家の権限を | _ | - | | 岐阜公園開園 |
| | | 信長 | 規定する(1月) | 189 | - | | 濃尾大震災 岐阜公園にも被害多数 |
| | | K | 宣教師ルイス・フロイス、義昭邸 | 189 | - | | 金華山山頂の井戸跡4か所の発掘が行われる |
| 1569 | 永禄12年 | | 新築工事現場で信長と会見 (4月) | 190 | _ | | 岐阜公園内に名和昆虫研究所が移転する |
| | 731 131 = 1 | | フロイス、岐阜へ来訪し、信長の屋敷と城を | _ | - | | 金華山山頂に模擬天守が建設される |
| | | | 案内される(5月) | | - | | 岐阜公園再整備、開園式挙行 |
| | | | 山科言継、2回にわたり岐阜来訪 | _ | _ | | 岐阜公園内に三重塔が建立される |
| | 永禄13年 | | 信長、義昭へ五ケ条の条書を送る(1月) | | | | 板垣退助像建立 |
| 1570 | 元亀元年 | | 信長、近江姉川で浅井・朝倉連合軍を破る(6月) | | _ | | 名和昆虫研究所博物館開館 |
| 1573 | 天正元年 | | 信長、越前一乗谷を攻撃、朝倉義景自害する(8月) | _ | - | | 岐阜公園の都市計画決定 |
| | 天正2年 | | 信長、伊勢長島の一向一揆を鎮圧(9月) | | _ | | 風致地区の指定 |
| 1011 | X 2 | | 信長・家康連合軍、長篠で武田勝頼を破る(5月) | _ | _ | | 岐阜公園で躍進日本大博覧会が開催される |
| 1575 | 天正3年 | | 信長、越前・加賀の一向一揆を鎮圧(8月) | 100 | | -плитт ј | 金華山山頂の模擬城が焼失 |
| 10.0 | 7(11.0) | | 信長、家督を信忠に譲り、岐阜城主とする(11月) | 194 | 3 | 昭和18年 | 金華山山頂近くに岐阜気象台観測所開設 |
| 1576 | 天正4年 | 織 | 信長、安土城へ移る(4月) | 195 | 0 | 四和95年 | 金華山ドライブウェイ着工、板垣退助像再建 |
| | 天正7年 | 田 | 信忠、オルガンチーノに岐阜での布教を許可 | 195 | $\overline{}$ | | 金華山ロープウェー、山頂レストラン開業 |
| 1581 | 天正9年 | 1금 | 信忠、舟木座を免許(12月) | 195 | - | | 金華山山頂に模擬天守再建 |
| 1582 | 天正10年 | 157 | 本能寺の変、信長・信忠死す (6月) | 195 | - | | 山頂部と山麓部が市史跡に指定される |
| 1002 | XIII O | 池 | 平品可以及C指数 指心地 / (O//) | 196 | _ | - | 金華山ドライブウェイ竣工 |
| 1583 | 天正11年 | 田 | 豊臣秀吉、池田元助を岐阜城主とする(5月) | 196 | _ | | 岐阜県ユネスコ協会、水手道を整備 |
| 1500 | | 元助 | | 197 | - | | 岐阜城天守閣下に岐阜城資料館竣工 |
| 1585 | 天正13年 | 2.7 | 秀吉、池田輝政を岐阜城主とする(1月) | 197 | - | | 金華山に閻魔堂設立 |
| 1000 | ハエロサ | 田 | 77日、10日/学校で収予級工とりの(1月) | 197 | _ | | 近華山に 間 |
| 1589 | 天正17年 | 輝政 | 美濃一円に太閤検地 | 198 | _ | | 岐阜公園に岐阜市歴史博物館開館 |
| | | 豊 | | 100 | | | 第1次発掘調査区域の一部整備完了 |
| 1591 | 天正19年 | 臣 | 秀吉、豊臣秀勝を岐阜城主とする(3月) | 198 | 8 | 昭和63年 | 岐阜城千畳敷第2次発掘調査が始まる |
| | | 秀勝 | | 199 | 1 | 平成3年 | 岐阜公園に加藤栄三・東一記念美術館開館 |
| | 天正20年 | TOF | 秀吉、織田秀信を岐阜城主とする 秀吉、織田秀信を岐阜城主とする | 199 | _ | | 岐阜城千畳敷第3次発掘調査が始まる |
| 1592 | ハエムリヤ | | 秀信、競嶋の与左衛門に湊新町の取立てを | 200 | - | | 岐阜公園に「信長の庭」完成 |
| 1002 | 文禄元年 | 織田 | | 200 | - | | 岐阜城千畳敷第4次発掘調査開始 |
| | 立 禄 5 年 | 西秀 | , , , , , , , | 200 | - | | 岐阜公園総合案内所が完成 |
| 1596 | 文禄 5 年 慶長元年 | 信 | 秀信、オルガンチーノから受洗 | 200 | $\overline{}$ | | 岐阜城跡の国史跡指定 |
| 1600 | | | | _ | - | | |
| 1600 | 慶長5年 | | 岐阜城陥落、廃城となる | 201 | 4 | 十八八八十 | 『史跡岐阜城跡 保存管理計画書』策定 |

(2) 発掘調査の概要

金華山西麓に位置する岐阜公園は、その大部分が周知の埋蔵文化財包蔵地である岐阜城千畳敷遺跡の範囲となっている。岐阜城千畳敷遺跡部分の調査は、昭和59年(1984)の1次調査を皮切りに、これまでに発掘調査3回、試掘調査3回、立会調査10回が行われているが、全体に比して部分的な調査にとどまっており、遺跡の全体像の解明には至っていない。平成19年度からは、遺跡の内容確認のための調査(4次調査)を開始し、現在も継続中である。

山頂部の発掘調査は、通路設置に伴う試掘調査にとどまっている。

表 2-12 既往調査の概要

| 調査次数 | 調査年月日 | 調査主体 | 既往調査の概 調査目的 | 内容 |
|---------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------|---|
| 岐阜城千畳敷 | 遺跡(金華山西麓) | | | |
| 1次調査 | 昭和59年11月12日 ~62年7月9日 | 岐阜市 教育委員会 | 史跡整備に 伴う 調査 | 戦国時代の遺構面が3面確認された。2層上面を上層面、3層上面を中層面、4層上面を下層面としている。上層面では、巨石列に区画された大規模な通路や石垣等、水路、礎石建物などが検出されている。下層調査はトレンチもしくは撹乱部分で行われており、中層面では水路や石垣等などが、下層面でも石垣が検出されている。調査後遺構の復元整備が行われ、現在展示公開している。 |
| 2次調査 | 昭和63年6月23日 ~平成元年8月31日 | 11 | 美術館 建設に 伴う調査 | 戦国時代の竈や竈作業場、帯状石列遺構のほか、中世の地鎮遺構や石垣等、古代の土坑、最下部では6~7世紀の横穴式石室(千畳敷古墳)が検出された。竈は現在、美術館内に移築復元されて展示公開している。 |
| 3次調査 | 平成9年9月1日 ~11年6月30日 | (財)岐阜市教育 文化振興事業団 | 山麓の庭園 整備に 伴う調査 | 戦国時代では少なくとも3時期の遺構が重複しており、その下に中世、古代の遺構面が多数見つかるなど、多くの遺構面の重複が確認された。このうち戦国時代の石組み井戸は調査後、現地に復元している。 |
| 4次調査 | 平成 19 年 7 月 18 日 ~継続中 | 岐阜市教育委員会 (公財)岐阜市教育 文化振興事業団 | 遺跡の 内容確認 | 岐阜城千畳敷遺跡のA~D地区にトレンチを設定、庭園の 州浜と考えられる遺構や焼土塊の堆積、礎石等を検出した。 平成 19・20 年度の調査成果を『岐阜城跡』、平成 21~23 年 の調査成果を『岐阜城跡2』として、報告書を刊行している。 |
| 試掘調査 ①地点 | 平成 17 年7月 19 日 ~8 月 1 日 | 岐阜市教育委員会 (財)岐阜市教育 文化振興事業団 | 遺跡の 内容確認 | 戦国時代の平坦面が2つ、約3mの高低差で確認されている。平坦地間の斜面下で巨石の抜き取り痕と考えられる土坑が検出された。堆積状況からこの抜き取りは 1600年の廃城直後である可能性が考えられている。 |
| 試掘調査 ②地点 | 平成 18 年 7 月 4 日 ~8 月 4 日 | " | 遺跡の 内容確認 | 絵図に描かれている「昔御殿跡」の確認のため、千畳敷 遺跡の最下段平坦地の南側で行われた。中世〜戦国時 代の整地層上に溝、土坑2基、石積みが検出している。 |
| 立会調査 ①~⑤地点 | 平成元年 | 岐阜市教育委員会 | | 2次調査期間中及び終了後に行われた工事に伴い、立 会調査を行った。 |
| 立会調査 ⑥~⑨地点 | 平成 9~11 年 | 岐阜市教育委員会 (財)岐阜市教育 文化振興事業団 | | 3次調査期間中公園再整備に伴う工事に伴い、立会調査を行った。 |
| 岐阜城下町遺 | 遺跡(金華山西麓) | | | |
| 城下町試掘 | 平成 15 年 | 岐阜市教育委員会 (財)岐阜市教育 文化振興事業団 | 遺跡の 内容確認 | 既存建物撤去後の試掘確認調査。焼土層が検出され、 遺物等から、永禄10年の廃絶である可能性が高いことが 明らかになった。 |
| 城下町調査 | 平成 19 年 | 11 | 遺跡の 内容確認 | 試掘の結果最も現代建物の影響が少ないと考えられる 地点において、面的な確認調査を行った。「大道」に対 応する可能性がある、道路側溝等の遺構を検出した。 |
| 試掘調査 ③地点 | 平成 19 年 12 月 5 日 ~12 月 7 日 | 11 | 遺跡の 内容確認 | 近世絵図に描かれている南北の道である「大道」の確認のため 実施された。検出した土坑からは被熱した瓦が出土しており、 門などの施設が近隣に存在した可能性が指摘されている。 |
| 岐阜城跡(山 | 頂部) | | | |
| 試掘調査 | 平成 13 年 | 岐阜市教育委員会 (財)岐阜市教育文 化振興事業団 | 遺跡の内容 確認 | 「軍用井戸」に至る通路の試掘調査 |

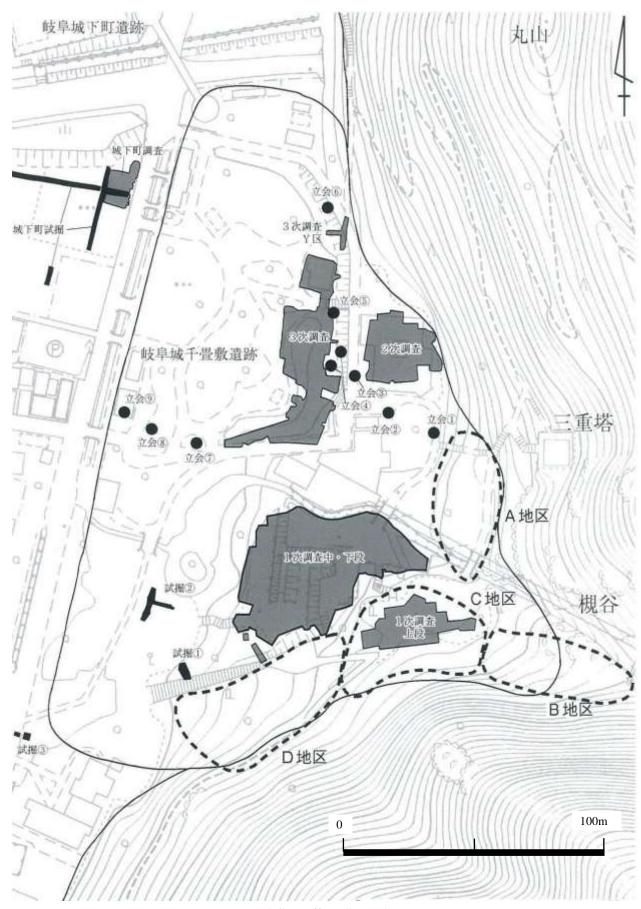


図 2-16 金華山西麓 既往の調査位置図

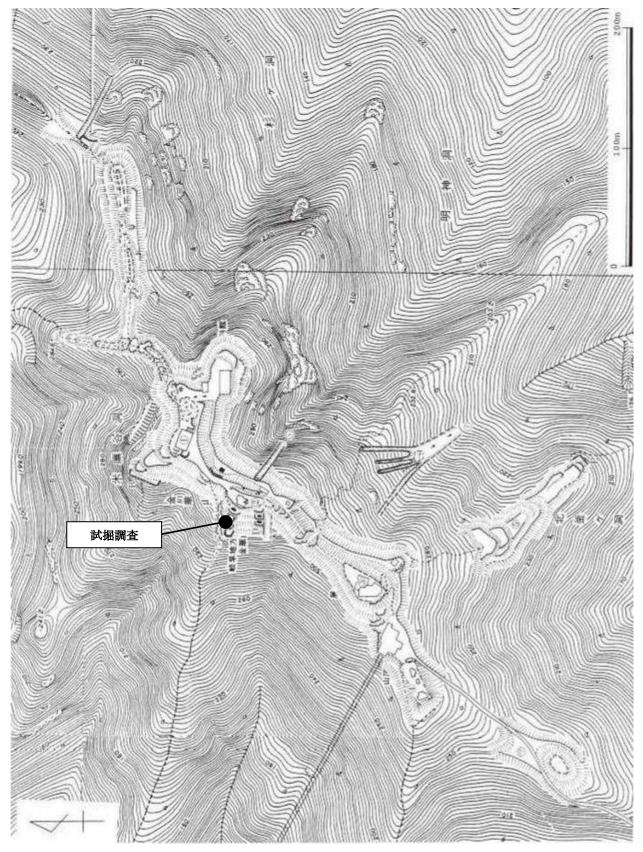


図 2-17 山頂部 縄張り図及び既往の調査位置図(中井 2003 に加筆)

1) 金華山西麓の発掘調査

金華山西麓の発掘調査では永禄 10 年(1567)から慶長 5 年(1600)の段階と考えられる第1遺構面の下層から、信長の稲葉山城攻めの際の火災跡と考えられる炭・焼土層が確認された。その直下の第2遺構面では石積み、階段等が検出されており、これが斎藤段階の遺構と考えられている。このような状況から信長は火災後に整地して新たに建物を建てたとみられるが、基本的に平坦地については斎藤段階のものをベースにしつつも大改修をおこなっているようである。また、第1遺構面も炭・焼土が確認されている場所もあることから、廃城段階で建物が焼失したとみられる。

2次、3次調査ではさらに下層の調査を行っており、中世以前の遺構を確認している。2次調査では戦国時代の遺構のほか、中世の地鎮遺構や石垣等、古代の土坑、最下部では6~7世紀の横穴式石室(千畳敷古墳)が検出された。その変遷は大きくVI期に区分されている。

3次調査では、戦国時代で少なくとも3時期の遺構が重複しており、その下に中世、古代の遺構面が多数見つかるなど、多くの遺構面の重複が確認された。2次調査で検出された千畳敷古墳の時期を1期として、近代までを9期に区分している。鎌倉・室町時代の遺構としては、6期では鋳造関連の遺構とその埋土から出土した梵鐘の鋳型、石積み等が確認されている。また5期でも石積み等や石列とともに、整地層(WI層)から五輪塔が、自然堆積層(XI層)からは「大寺」と書かれた墨書土器などが出土しており、中世には寺院に関係する施設があった可能性が高いことが判明した。4期の石列等や石敷き等、石積み等、階段なども寺院の一部である可能性が指摘されている。

2) 各平坦面の概要

第1遺構面では各地区で石垣等を検出しており、各平坦面の境界を推定する材料が得られつつある。曲輪配置については、7段の平坦地があることが明らかになっている。本項ではこれまでに検討された遺構配置をベースに地籍図、絵図等の分析と最新の発掘調査成果を加え、各平坦面を今一度概観することで、現状で考えられる居館の構造や今後の課題を提示する。

平坦面①(第1段) 標高 18.2~19.0m 推定面積約 6,000 ㎡ (史跡範囲外)

4次調査でF地区とした平坦面である。「濃州厚見郡岐阜図」(蓬左文庫)には山麓部分に長方形と三角形の区画が描かれており、長方形部分には「昔御殿跡」と記されている。平坦面①はこの長方形部分の範囲を指すもので、明治 21 年の地籍図の分析からその範囲を推定している。

3次調査の南端部は長方形部分の推定範囲内に入っており、その部分では井戸SE2など遺構が密に検出される傾向がある。範囲内で確認された遺構は平坦面①の建物に関連する可能性が考えられる。地籍図では槻谷から流れる水路が長方形部分の北端を通っており、これが当時の水路ラインを踏襲している可能性がある。その場合土塁と堀があったとみられるが、発掘調査では確認されていない。試掘調査②では南端部の堀と土橋の可能性のある痕跡が確認されている。なお、大正 10年の公園を写した写真の中に、造成作業の中に見つかったと思われる巨石列が写されているものがある。おそらく東側の平坦面②との境界は巨石により区画されていたと考えられる。

この平坦面①は、大正期以降の公園整備により最も改変を受けている場所であり、これまでに存在した建物の基礎や上下水道等で遺構の破壊も著しい。今後、試掘調査等で内容や残存状況の確認を進める必要がある。

面②(第2段北) 標高 24.0~25.0m 推定面積約 2,400 ㎡ (史跡範囲外)

谷川推定流路北側にあたる場所で、2次調査地点とその周辺の最も大きい平坦面である。北端部

では、現在の登山道(瞑想の小径)の延長上で石垣と通路遺構を確認しており、ここから丸山や山上部へアクセスしていた可能性が高い。北東側は岩盤際まで遺構が検出されているが、南東側は石垣を確認しており(立会調査①)、一段高い平坦面④が存在するようである。西側斜面北側では転倒した巨石を確認しており(立会調査⑥)、第1・2段間には巨石列が存在したとみられる。

2次調査では永禄 10 年以降にも整地層が7層確認されており、その都度改修が行われたとみられる。これほどの改修は他の平坦地では確認されておらず、その意図に留意する必要があるだろう。 検出された石敷きは、4次調査で確認された州浜状の遺構に類似しており、ここに庭園が存在した可能性もある。その場合隣接して築かれた竈は台所でなく湯屋の施設であった可能性も考えられるが、用途を特定するには至っていない。みつかった竈は剥ぎ取りが行われ、現在加藤栄三・東一記念美術館内で展示されている。

この平坦面②は、美術館とロープウェー山麓駅で大きく改変を受けている場所である。範囲や性格等不明な点が多く、複数の平坦面である可能性もある。これまでに検出された遺構の評価や平坦面の性格については、今後、周辺調査の進展とともに再検討する必要があろう。

平坦面③(第2段南) 標高 22.5~23.5m 推定面積約 850 m (一部史跡範囲外)

1次調査の下段平坦面、通路南に相当する場所である。入口は南西部分で、東側と北側に分岐する通路の役割を果たしている。東側は平坦面⑤に至るが、北側の平坦面②とのつながりは確認できていない。北側通路の途中の部分ではピットが3基確認されているが、撹乱が著しく掘立柱建物であるかは不明である。

周囲の斜面はすべて巨石列で覆われており、居館の中で最も特徴的な部分である。中央部の土 塁は1段の巨石で覆われているが、南側では裏込めが上方までみられることから、2段以上もしくは 階段状の石積みがあった可能性があり、構築方法に違いがあることが確認されている。

平坦面④(第3段北) 標高 26.0~27.0m 推定面積約 700 ㎡ (一部史跡範囲外)

4次調査でE地区とした平坦面である。立会調査や4次調査の結果、北側、東側、西側の境界を 区画する石垣や石列が確認されている。南側は1次調査で確認された水路まで広がるとみられ、水 路周辺では礎石が検出されている(1次調査中段平坦面中IVに対応)。

平坦面について、現在の水路より北側は全体的に削平を受けていることが明らかになっている。

平坦面⑤(第3段南) 標高 25.5~27.5m 推定面積約 1,000 ㎡ (一部史跡範囲外)

1次調査の中段平坦面に相当する場所である。1次調査の結果、3つの地区に細分されており、 ⑤aが中 I (標高 27 m、推定面積 200 m)、⑤bが中 II (標高 27.5 m、推定面積 200 m)、⑤cが中 Ⅲ (標高 25.5 m、推定面積 600 m)に対応する。

⑤aは平坦面®へ至る階段の入り口部分に当たる場所で、礎石を複数検出していることから礎石建物や門があったと考えられている。中央部は石敷きや白色粘土により整備されていた。

⑤bは北・西側の境界が撹乱されており不明瞭である。また南側の斜面は未調査であるため、平面形は確定できていない。

⑤cの調査は現在の水路の南側にとどまっている。水路北側は建物で壊されているが、本来は谷川推定流路まで平坦面が広がっていたと考えられる。

平坦面⑥(第 3.5 段) 標高 29.1~29.5m 推定面積約 1,200 ㎡

4次調査でD地区とした平坦面である。第3、4段の中間の高さであるため、3.5 段と位置付けた。 東・南西部で石垣跡を検出しているが、中央部では明確な遺構は検出しておらず、その性格は不明 である。西側では石垣上に通路の可能性がある平坦面を確認している。最下段から平坦面③に至る 途中に南側から平坦面⑥につながる通路があった可能性がある。

平坦面⑦(第4段北) 標高 31.0~31.5m 推定面積約 750 ㎡

4次調査でA地区とした平坦面で、調査の結果、四方の境界がおおむね確認できた。南側では通路と石組みの痕跡を、西側では石垣を確認している。北側は巨石の根石とみられる遺構を確認しており、それより北側は自然地形の高まりであったと考えられる。東側は岩盤まで平坦面が広がっているようであった。

平坦面では庭園の州浜と考えられる石敷きを検出しており、平成 23 年度までの調査で池の輪郭がほぼ明らかになった。中央部には岩盤を背景とした庭園があったとみられ、建物跡は南東部に存在したと想定される。

平坦面⑧(第4段南) 標高 33.5~34.0m 推定面積約 1,200 ㎡

4次調査でC地区とした平坦面で、南北に伸びる階段を境に西側の®aと東側®bに細分される。 また階段の途中で新たに平坦面を確認したためこれを®c とした

- ⑧c(推定面積200 ㎡)では礎石や焼土が検出されており、この上部を覆うような建物が存在した可能性がある。
- ⑧a(推定面積 800 ㎡)は平坦面⑤と⑥からの動線の合流点であり、ここを経由して東側の⑧b(推定面積 200 ㎡)へ至る。⑧aでは西側、南側の境界を確認した。南側は石垣を構築して土留めしている。西側では東西通路の北では巨石、南では石垣の痕跡を確認しており、様相が異なる。南西部では被熱した礎石と瓦を確認しており、下段からの通路部分に門があった可能性が考えられる。
- ⑧bは平坦面⑨・⑩へ至る手前部分にあたる比較的広い平坦面である。北側は平坦面⑤から石垣が立ち上がっていたとみられる。南側は岩盤が露出しており石垣はみられなかった。東側は巨石列で区画されている。この巨石列は周囲の岩盤と合わせて視覚的な効果を狙っていると考えられる。平成24年度に実施した調査により、池状の遺構と建物の礎石跡が確認され、それ以前の調査で確認されている南東部の岩盤前面には石敷き遺構とあわせて、この場所に庭園があった可能性が示唆できる。調査の範囲では高層建物の痕跡を伺うことはできなかったが、近現代の盛土の中には0.5×0.35 m前後の礎石が5個含まれており、建物があった可能性は十分に考えられる。

平坦面⑨(第5段) 標高 39.2~39.5m 推定面積約 200 ㎡

4次調査でBI区とした平坦面で、北・南・東側の境界を確認している。東側の平坦地⑩(BⅡ区) との境界部分では石垣を確認している。南側でも石垣を検出しているが、上部に円礫敷きがあり、大走り状の平坦面があったとみられる。この平坦面が上段のBⅡ区に近い標高であることから、一体で施設が造られていた可能性がある。北側は石積みが崩落した痕跡を確認しておりこれを北端と推定している。

平坦地⑨では敷地の周辺部は 0.3 mほど高く、低い中央部において長さ 0.2 ~ 0.3 m程度の 礎石を3基確認している。また上部に堆積した壁土層は他の平坦地ではほとんどみられないことから、この場にあった建物が火災にあって倒壊したようである。

平坦面⑩(第6段) 標高 44.5~45.0m 推定面積約 230 ㎡

4次調査でBⅡ区とした平坦面で、西側のBI区とは石垣で区画される。東、南側では石垣を、西側では石組み溝を確認しており、この区画の中に建物があったと推定される。遺構面は東側が西側に比べて0.5 m程高いため、平坦地内で段差があったとみられる。また南側石垣の裏込めには川原石が多用されており、山から流れる水の排水を意識した構造であったと考えられる。石組み溝の西側では礎石を1基検出している。東側石垣前面には東側から流入したとみられる焼土が確認されている。

平坦面⑪(第7段)標高約 47.5~50.0 m 推定面積約 250 ㎡

4次調査でBⅢ区とした箇所で、平坦地⑩の東斜面に位置する。池泉遺構が見つかっている。階段の北側には石組みと円礫を敷いた州浜で護岸した池があり、池底には白い砂が敷かれている。砂は長良川のもので、その中でも白色の砂を選別しているようである。B地区南側の岩盤を伝った水が円形状石組みに集められ、そこから溢れ出た水が池へと流れ出し、さらに池から谷川へと排水されるような仕掛けであったと考えられる。

谷川に面した北斜面には、推定で 70mにわたり巨石(1~2.5m)の護岸石組みが四段以上築かれ、谷川には崩れた石材が散乱している。巨石石組みはB地区の造成と同時に構築され、園池遺構とも一体として造られたことがわかった。このことから園池遺構は信長期のものである可能性が高いと考える。

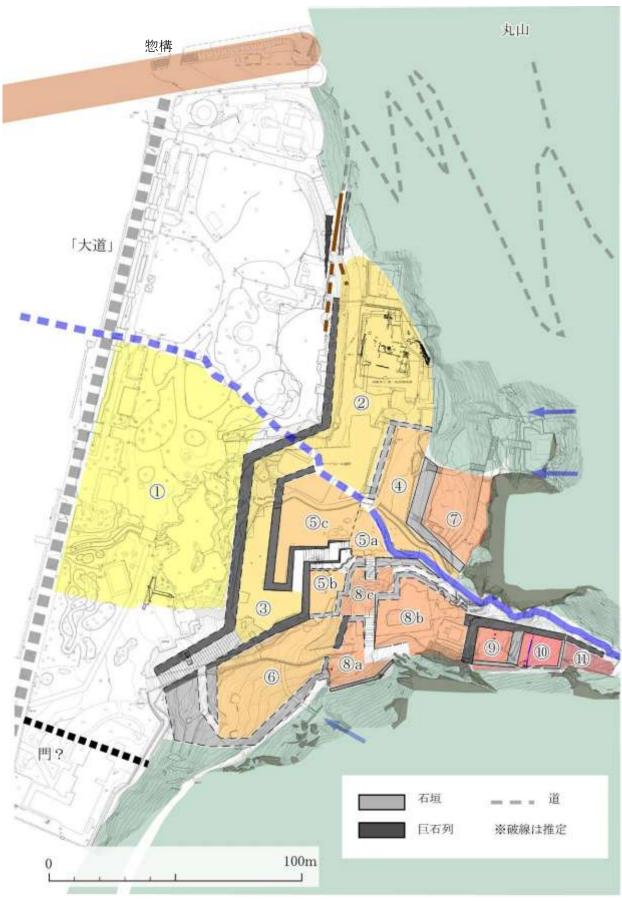


図 2-18 山麓部城主居館跡地形復元図

(3) 分布調査の概要

1) 目的

遺構の分布状況を明らかにするため、踏査による予備的な分布調査を行った。ただし、時間的、 体制的制約から全山を踏査できておらず、遺構の認定にも恣意的な部分があると思われる。今後組織的かつ計画的な詳細分布調査を実施することが必要である。

2) 対象

金華山及びその周辺に連続する山全域。踏査できたのは登山道沿いのみで、廃道になった箇所や金華山の大半を構成する登山道からはずれた斜面、谷等は踏査できなかった。

3) 方法

登山道や尾根線上を中心に遺構の有無を確認し、地図上に位置等を記載する。遺構認定に際しては以下の基準を設定した。

基準1:石垣等の顕著な遺構が認められる。

基準2:石材等が斜面に散布している。

基準3: 円礫・角礫等が見られる。 集中している場合と散在している場合がある。

基準4:人工的な地形改変の痕跡が認められる。明瞭なものから不明瞭なものまでいくつかあるが、ある程度経験的に判断した。

基準5: 瓦・土器・陶磁器等の遺物の散布が見られる。

4) 分布調査のまとめ

分布調査の結果、金華山及びその周辺の山の尾根には多数の遺構が存在することがわかった。 遺構の性格を大別すると2つに分かれる。

- ア 平坦地と石垣や石材の散布等顕著な遺構が組み合わさったもの。
- イ 明瞭あるいは不明瞭な平坦地のみで形成されるもの(基準4のみの遺構)。

イの遺構は広範囲に認められるが、アは山上主要部(A区)、「水ノ手」道(E区)、馬ノ背道(F区)、「百曲」道(I区)、鼻高ハイキングコース(D・J区)、松田尾(C区)などに限られる。この範囲は、ほぼ長良川や岐阜町に面した部分である。

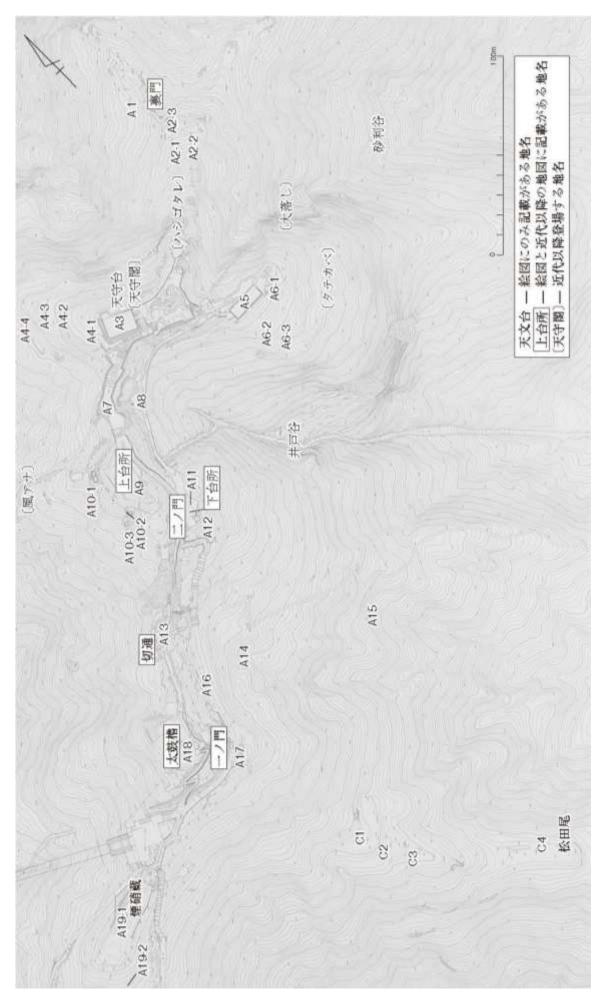


図 2-19 遺構分布図(山上主要部)

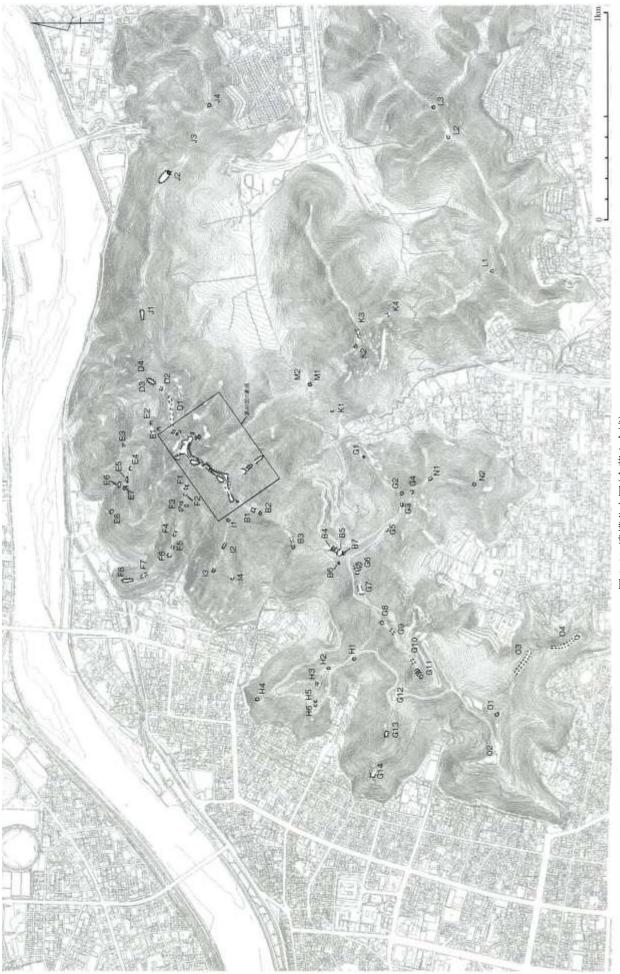


図 2-20 遺構分布図(金華山全域)

(4) 絵図調査の概要—近世絵図における金華山の景観認知

1) 目的

近世絵図を用いて、金華山の景観が近世においてどのように認知されていたかを検討した。金華山の範囲は「金華山之図」や『岐阜市史』(1928)に従い近世尾張藩領の山すなわち、現在の国有林に岐阜公園(山の部分)及び伊奈波神社周辺の山を加えた範囲とした。

2) 絵図類の分類

金華山を描いた近世絵図は、描かれた範囲や表現方法などから5類に分けることができる。絵図のいくつかには描かれた年代が記載されているものがあり、寺社の消長などを加味するとおおよそA類が古く、D類が新しい傾向がある。C類はA類、D類の中間的な時期であろうか。D類に含まれる絵図は、描写内容(寺社の消長など)から相対的な前後関係をある程度推定できる。



写真 2-6 岐阜町絵図 寛永6年(1794)絵図の写し (岐阜市歴史博物館 所蔵)

表 2-13 金華山を描く近世絵図一覧

| 分類 | 通番 | 金華山 | 岐阜町 | 周辺 | 題名 | 所蔵機関 | 備考 | |
|---------------|----|------|-----|----|------------------|--------------------------------|-----------------|---------|
| | 1 | 町・川側 | 0 | × | 濃州厚見郡岐阜図 | 蓬左文庫 | 承応3年(1654) | 岐阜市史史料編 |
| Α | | | | | | | | 近世1付図 |
| $\overline{}$ | 2 | 町・川側 | 0 | × | 濃州厚見郡岐阜図 | 岩瀬文庫 | 承応3年(1654) | |
| | 3 | 町・川側 | 0 | 0 | 岐阜御山并惣山 今泉沖早田沖絵図 | 徳川林政史研究所 | 元文元年(1736)中秋 | |
| В | 4 | 町・川側 | 0 | × | 濃州厚見郡岐阜古城之図 | 農州厚見郡岐阜古城之図 蓬左文庫 17世紀中葉~18世紀後半 | | |
| С | 5 | 全域 | × | × | 稲葉城趾之図 | 伊奈波神社 | 17世紀後半~18世紀前半 | |
| | 6 | 全域 | 0 | Δ | 岐阜総絵図 | 徳川林政史研究所 | | |
| | 7 | 全域 | 0 | Δ | 岐阜町絵図 | 蓬左文庫 | | |
| D | 8 | 全域 | 0 | Δ | 岐阜町絵図 | 岩瀬文庫 | | |
| | 9 | 全域 | 0 | Δ | 岐阜町絵図 | 徳川美術館 | 寛政6年(1794) | |
| | 10 | 全域 | 0 | Δ | 岐阜町絵図 | 岐阜市歴史博物館 | 寛政6年(1794)絵図の写し | |
| | 11 | | Δ | 0 | 加納領明細絵図 | 個人 | 承応2年(1653) | 岐阜市史史料編 |
| Е | | | | | | | | 近世3付図 |
| | 12 | | | 0 | 美濃国加納領絵図 | 岐阜市歴史博物館 | 承応2年(1653)絵図の | |
| | | | | | | | 天保15年(1844)の写し | |

表 2-14 絵図類の分類

| A類 | 岐阜町と岐阜町及び長良川から見た金華山を描くもの。この内、承応3年(1654)の年記を持 |
|----|--|
| A规 | つ2枚については、岐阜町部分に街区の距離等が記載される。 |
| B類 | 岐阜城山上主要部の城郭遺構とデフォルメされた金華山、長良川、岐阜町を描くもの。1枚 |
| D規 | のみ。 |
| | 金華山のみを描くもの。山の上に点在する城郭遺構の平面形と寸法を記載する。「稲葉城趾 |
| C類 | 之図」の題名が示すとおり岐阜城跡と絵図制作者が認知した範囲を描いていると思われる。 |
| | 1枚のみ。 |
| D類 | 金華山と周辺の山々及び様式化された岐阜町、長良川などを描くもの。種類が多い。 |
| E類 | 加納藩領を描く絵図に隣接地として岐阜町、長良川とともに描くもの。 |

3)金華山領域について

A・C・D類の絵図に描かれる金華山の範囲を都市計画図に合成したのが図 2-21 である。これを見ると、C類は現在の国有林が大半で、それに岐阜公園(山の部分)と伊奈波神社及びその周辺の山が加わった範囲が描かれる。A類はほぼ惣構で囲まれた城下町と町及び長良川から眺めた金華山の稜線部分までが描かれる。D類は町と金華山及びその周辺の山々が描かれるが、C類と同じ範囲だけは別の色で描かれ、ここが金華山(岐阜城跡)の領域であることが示されている。なお、D類の内新しいと思われる「岐阜町絵図」(1794)では伊奈波神社周辺が別の色で描かれており、近世後期に至り、金華山の領域から伊奈波神社の領域がある程度分離して認識されるようになったらしい。

E類は金華山東側の領域が曖昧に表現されているものの、ほぼC類の領域を描いていると認められ、更に稜線で分離して西~北側の領域を「城山」、東~南側を「岐阜山」と呼称している。

4) まとめ

- ① C~E類に描かれる金華山の範囲からみて、近世を通じて金華山は城域として認知されていた。
- ② 金華山全体が城域として認知されていることからみて、当時は遺構だけでなく、遺構と自然地形を一体のものとして城域ととらえていたと推定できる。
- ③ A・B・D・E類絵図などからみて、広い意味での城域は、金華山だけではなく、惣構で囲まれた城下町も包括するものであったとみられる。
- ④ 金華山の領域の中にもA類やE類のように長良川側及び岐阜町側を分けて描くものがあり、この 範囲が狭い意味での城域と認知されていた可能性がある。

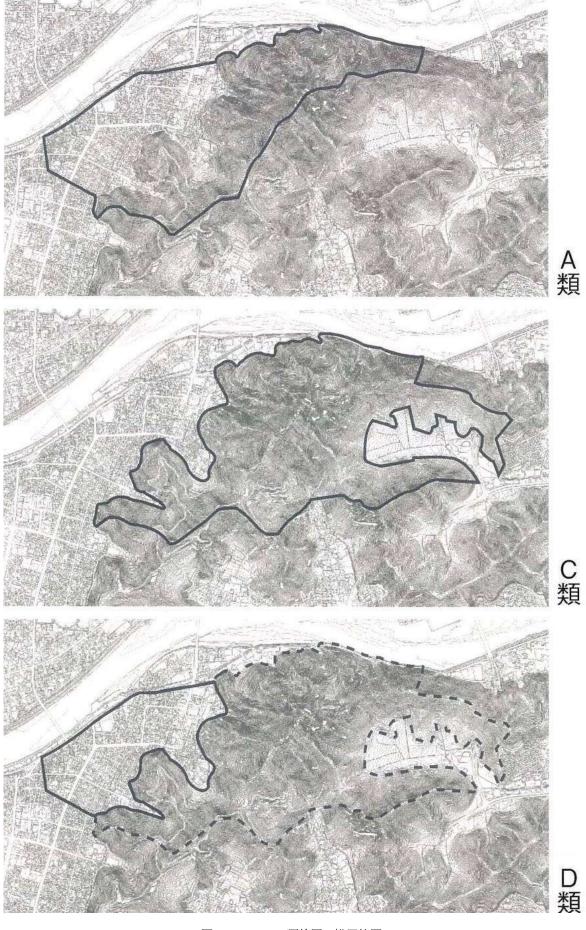


図 2-21 A・C・D類絵図の描写範囲

(5) 文献調査の概要

金華山とその周囲に広がる瑞龍寺山・岩戸山・鷹巣山・日野山などは、地形的には一つの独立した山塊を形成している。絵図の検討から、城域と認知されていたのは近世を通じて金華山(近代の国有林の部分のみ)であることが判明しているが、尾根筋で金華山と結ばれたこれらの山々が岐阜城とまったく無関係であったとは考えにくい。文献調査では、16・17世紀の史料に見られる「外山」について検討し、当時の土地権利関係等を概観した。

その結果、16世紀後葉の「外山」が、瑞龍寺の寺領、上加納村の村山、岐阜城の外郭線(惣構の延長)など、いくつもの顔を持つ山であることが明らかになった。これらは、織田政権期には、中世的な色合いの濃い重層的な権利関係として存在しており、おそらくは次第に解体の方向に向かっていたのだろう。本能寺の変を契機とする豊臣政権の登場により、その動きは一気に顕在化する。

天正19年(1591)の山改めによって近世の上加納村山が成立した。山年貢の賦課及び免除は、領主と村との直接的な関係として設定されたもので、瑞龍寺の得分を否定するものであった。これに対して瑞龍寺は得分に見合う山林の所有を目指した。これが天正11年(1583)の禁制における「外山寺家進退」との主張であり、16世紀末の瑞龍寺山の成立につながる。一連の動きは、「外山」の重層的な権利関係を土地所有に置き換え、上加納村と瑞龍寺以外の権利者を排除するとともに、両者によって上加納村山と瑞龍寺山に分割するものであった。しかし、境界の確定にはなお1世紀を費やしたのである。

「外山」は元来「岐阜城から見た外周の山」と見るのが妥当で、「瑞龍寺から見た外の山」という見方は、山論の過程で瑞龍寺が生み出したものと考えられる。 裁許絵図や文献から推定される境界線は 惣構の延長上であり、絵図から推定できる岐阜城の外郭線と重なると考えられる。

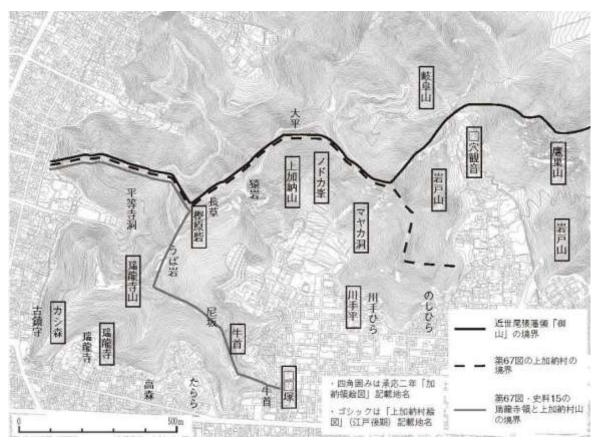


図 2-22 絵図・文献による境界付近

(6) 岐阜城の城域

遺跡分布調査の結果、金華山及び周辺の山の尾根線上には多数の遺構が存在することが判明した。その多くが絵図に描かれた砦と対応する。ただし、調査を行ったのは登山道に沿った稜線、尾根線上の地域が大半であり自然の斜面と推定している大部分の地域は未調査である。

近世絵図の分析では、尾張藩が管轄した金華山は江戸時代を通じて城域(城山)として認識されていたことが明らかになった。金華山全体が城域として認知されていることからみて、当時は遺構だけでなく、遺構と自然地形を一体のものとして城域と捉えていたと推定できる。また他の絵図からみて広い意味での城域は金華山だけでなく、惣構で囲まれた城下町も包括するものであったとみられる。城域の範囲は現在の金華山国有林に受け継がれている。

文献史料の分析では、織田信長の段階では瑞龍寺境内地を除く全体が「外山」と呼ばれ、瑞龍寺と上加納村が共に権益を有する山であったことが判明した。岐阜城の全体空間は狭義の城域(直接支配地)(金華山国有林と岐阜公園)+村・寺院を通じた間接支配地(瑞龍寺山、上加納山)の二重構造であった可能性が高く、その直接支配地と間接支配地の境界は、山論関係の文書から現在の国有林の南端ラインが推定できる。

上記の検討結果から岐阜城域を最大限に捉えるならば、金華山に瑞龍寺山、上加納山を含んだ 周辺の山塊全体、そして西側の岐阜城下町とそれを取り囲む惣構、東側の達目洞を含んだ範囲となり、これが本来の岐阜城の全体像といえよう。なお、各資料による岐阜城の城域のイメージは同一でなく、下の図のように重層的な関係となると思われる。

【参考文献】

岐阜市1928「金華山」『岐阜市史』

岐阜市教育委員会・(財)岐阜市教育文化振興事業団 2009『岐阜城跡』

中井均 2003「岐阜城跡(稲葉山城跡)」『岐阜県中世城館跡総合調査報告書』岐阜県教育委員会

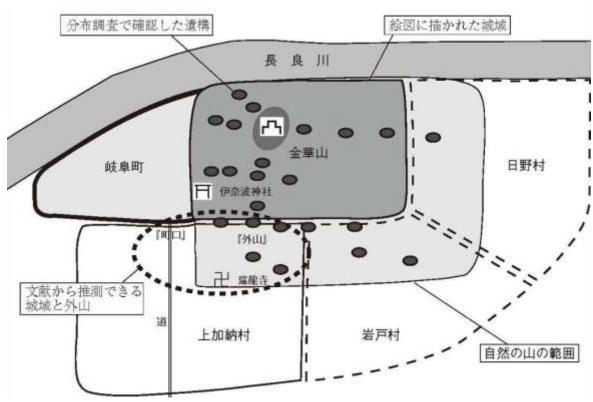


図 2-23 分布調査、絵図、文献による岐阜城の城域

5. 公園

(1) 第 I 期 (明治 15 年~明治時代末まで)

明治 10 年(1877)ごろになると全国で公園を求める機運が高まり、各地で公園が開設された。 岐阜公園は明治 15 年(1882)6月に請願、同年 8 月 18 日に認可されたが、しばらくそのままに打ち 捨ててあったようで、本格的な整備は明治 19 年(1886)からの小川汲三郎と消防組によるものであった。 開園式は明治 21 年(1888)11 月1日に行われた。

当初の公園面積は5万坪余りとされる。市役所に残る公園台帳や図面等を照合すると、その範囲は現在の財務省所管国有地に相当すると考えられる。明治22年(1889)の「岐阜市街新全図」には槻谷に位置する千畳敷の平坦地を中心に滝や橋が強調して描かれているほか、開園当初には円山公園、金華山公園と呼ばれていたこともこれを裏付けている。なお、この図には現在の板垣退助像のそばから登る階段も描かれており、これが当初の整備であったことが分かる。このように開園当初の岐阜公園はかつて歴代城主の館があったと伝えられている千畳敷を中心とした山麓部一帯であり、名所旧跡とともに槻谷の滝や奇岩、樹木等、金華山の自然景観を楽しむための場所であったといえるだろう。

なお明治23年(1890)の『岐阜美や計(みやげ)』には、以下のように記されている。

「公園は大仏閣と境域を接し、稲葉山の麓に沿ひ長良川に臨みて開造せり。園内には、物品陳列場を建てて、本州の産物を蒐集し以って、博く人民の観覧に供へ、又、倶楽部を設け之を萬松館と名けて、官民の宴会に供ふ。庭前には假山、噴水を作り、数万の松樹を栽ゑて、之を環らせり。山に沿ひては、天然の奇岩角列し、樹老ひ泉清く、亭をその上に構へ、桟橋をその下に懸く。風致最も幽邃なり。園内甚清麗にして、東照公の祠あり。神道中教院は其の下にありて、皇太神宮を奉祀す。神前より南方一帯には老梅稚櫻、数千株を交植して、一段の美を添へたれば、他に双びなき絶景の公園となれり。云々」

やや誇張が入っていると思われるが、開園間もないころの公園の様子が伺える。明治 10 年(1877) に建設された中教院の敷地には梅や桜が植えられ、その西側には明治 21 年(1888) に迎賓館兼倶楽部(萬松館) 及び物品陳列場が建設される。その景観は公園と一体のものとして写真や絵図に描かれているが、中教院の敷地は柵で明確に区画されているなど、平地部分は公園範囲外であった。

金華山全体をみると、明治時代に至り官林を経て御料林に編入され、鵜飼の篝松に供する森林として利用される。これは、長良川鮎御猟場設置に伴い、鵜匠篝火用松枯損木を払い下げたもので、戦後の林政統一によって国有林となるまで続いたと考えられる。その一方、明治 20 年(1887)の岐阜日日新聞には「金華山に茸狩りに行く者多くして、松茸の数よりも採手の数が多き程なり・・洋杖を振りシガレットを薫らせ野外に秋芳を尋ぬる紳士・・・」と紹介されるなど、文明開化の中で散歩遊歩が盛んになってくる中、金華山は一般に解放され、人々が訪れるようになった。明治 26 年(1893)の記事では昔を偲ぶ標札や道の改修を望む声が紹介されるなど、金華山活用の機運の高まりがみられる。

(2) 第Ⅱ期 (明治時代末~昭和10年代)

金華山活用の動きは明治 43 年(1910)の岐阜保勝会による模擬天守建設により具現化される。岐阜日日新聞明治 45年(1912)5月22日付の記事に以下のように記されている。

「岐阜市の発展策として一昨年名古屋市に関西府県連合共進会の開催を機として金華山頂に模擬天 守閣を築造し、次で昨年金華山全部を御料局より借り下げ金華山より権現山、瑞龍寺山一帯を市の 公園となすべく計画し、本多林学博士を招じて之が設計を為すべく実地調査を請いたるが・・・

本年度の公園整備費は約2万円に上り居れるを以て愈々公園改良に着手する事となり之が設計方を在 東京の長岡保平(漢字誤り)に依頼したれば同氏は本月20日後に来県設計に着手するはずなり・・・」

このように山頂整備に連動して荒廃した岐阜公園も再度整備が実施されることとなる。明治 44 年 (1911)には本多静六に現地調査を依頼し、その翌年には実質的な設計を長岡安平に委託することとなり大正 2 年には設計案が示されるが、広大な計画であったため、実現したのはその一部であったと考えられる。計画と同時に明治 44 年には公園拡張の申請が行われ、この段階で平地にあった萬松館、名和昆虫館(明治 37 年)、武徳殿(明治 41 年)等も公園範囲に正式に組み込まれたとみられる。また大正 6 年 (1917)に至って中教院敷地が岐阜市に提供され、現在の内苑全域が公園となる。

敷地の拡大に伴って、大規模な公園整備が行われた。三重塔(大正 6 年)、板垣退助像(大正 7年)、遭難記念碑(昭和 2 年)の建立のほか、大正 7年(1918)には南谷勇助をはじめとする公園整理員が任命され、中教院跡地等において池やグラウンド等の整備が実施された。平地部分の整備は大正 9年(1920)に多額の予算が付いており、このときが整備のピークとみられる。大正 13年(1924)の『岐阜県の概要と史蹟名勝』によれば、

「無数の梅、松、楓を植栽し、池泉あり、渓谷あり、雅橋あり、いわゆる都市衛生の最大要件たる緑樹に 豊かで・・園内には三重塔、東照宮、武徳殿、名和昆虫館・・・水禽舎、禽類室、花卉の栽培、運動具に 至るまで完備している」

とある。このように大正期の公園整備では、千畳敷のほかに新たな名所を造り出し観光拠点とするとともに、市民のニーズに応じて運動施設や動物舎を備えるなど家族で楽しめる総合公園として大きく生まれ変わった。

また山頂の模擬天守や三重塔に伴って登山道の整備も行われた。この一連の整備は金華山一帯を公園化する構想に沿って行われたものであり、今日における金華山利用の構造が完成した時期と捉えることができるだろう。その様子は大正14年(1925)の『岐阜名所絵図』に見ることができる。

大正時代から昭和初期の金華山・岐阜公園は、観光冊子も多く作られ博覧会の会場にもなるなど、最も華やいだ時代であった。岐阜市で開かれた博覧会には、御大典記念共進会(大正4年)、市制30周年記念内国勧業博覧会(大正8年)、大正天皇銀婚式奉祝国産共進会(大正14年)、躍進日本大博覧会(昭和11年)がある。他の都市公園の例をみても、博覧会開催が公園整備を促進した側面は大きいと思われる。なお、女神の噴水も昭和11年(1936)の躍進日本大博覧会の際に造られており、博覧会が終わった後の昭和11年度から15年度にかけて公園整備が行われ、外苑部の敷地拡大も行われていったとみられる。

(3) 第Ⅲ期(戦後~昭和時代末)

昭和30年(1955)、最初の索道計画から45年を経てようやくロープウェーが開業した。模擬天守は 戦争中の昭和18年(1943)、失火により焼失したままであったが、昭和31年(1956)に再建された。昭 和30年代には、岐阜公園に多数の動物舎が作られ、山頂にもリス村が誕生するなど自然と動物に親 しむ要素が濃くなった。また公園内には水族館、科学館、図書館、美術館、博物館、音楽堂などの文 化施設が造られた。それに反比例するように、かつての故地である千畳敷の名は徐々に見られなくなっていく。

山頂には昭和18年(1943)建設の岐阜気象観測所を改修して昭和26年(1951)に天文台が開設される。この天文台は昭和34年(1959)に再び気象台観測所となる。また南側の山地もドライブウェーやプラネタリウム等が作られるなど観光開発が行われた。

昭和48年(1973)に放映されたNHK 大河ドラマ「国盗り物語」のブームにより、岐阜城の観光客が一時的に増加し、その後資料館や土塀等観光施設の拡充が行われている。

(4) 第IV期(平成時代)

昭和59年(1984)、ロープウェー乗り場南側において初めて本格的な発掘調査(1次調査)が実施された。その結果戦国時代の遺構が確認され、一部整備を行っている。この発掘調査を機に岐阜公園を歴史公園として整備する機運が広がってきた結果、平成8年度の岐阜市第4次総合計画において、「信長をテーマに整備拡充を推進する」として歴史公園の位置付けを初めて行った。その方針は平成18年度のまちなか歩き構想の中の公園整備方針—「信長の時代を語る岐阜公園」に引き継がれている。

上記の方針のもと、昭和中頃に造られた平地部分の多くの施設は、老朽化に伴い昭和末ごろから平成9年までに順次解体・移転することとなる。図書館、動物園、水族館、遊具等人気のあった施設のほとんどが公園から撤去された。また残念ながら昭和~平成期における各種施設の設置撤去工事、上下水道工事の結果、平地部分に存在したとみられる地下遺構の大部分が攪乱される結果となった。新たな施設としては昭和 60 年(1985)に岐阜市歴史博物館、平成3年(1991)に加藤栄三・東一記念美術館、平成13年(2001)に「信長の池」が造られ、平成21年(2009)には新たに公園開設区域となった大宮町1丁目に武家屋敷の意匠を取り入れた岐阜公園総合案内所が完成している。

このような中、平成4年(1992)には岐阜公園周辺が「都市景観 100 選」に、平成 18 年(2006)には「日本の歴史公園 100 選」に選ばれるなど、歴史公園としての価値を評価されるようになってきた。

(5)模擬天守について

1) 目的

近代以降、市民の強い願いによって建設され、現在に至るまで岐阜市のシンボルとなっている山上部の模擬天守について、建設の目的や経緯、意義を検討した。。

2) 初代模擬天守建設と城戸久の天守復原論

岐阜城の模擬天守は日本でも最も古いものといわれているが、その建設は岐阜保勝會が中心となって建設された。明治 43 年(1910)に工事が始まったとみられ、同年落成式が行われた。建物は木造トタン葺きの3層3階のもので、設計にあたってどのような検討がされたかは現在のところ分かっていない。内部の写真は知られていないが、吹き抜けになっており、ハリボテ状の構造であったといわれている。なお、建設にあたっては天守台石垣の改変が行われたようである。

昭和 12 年(1937)、名古屋高等工業学校助教授であった城戸久は、「美濃岐阜城建築論」(注1) の中で天守復原の検討を行っている。検討に当たっては文献資料や絵図資料をもとに、他の城郭と の比較が行われた。その中で、加納城二の丸御三階櫓の図について、以下のように評価している。

- ・御三階之図の構造が丸岡城に酷似しており、天正以前のものと考えられること。
- ・平面の大きさが稲葉城趾之図と一致し蓋然性があること。
- ・岐阜城を加納城に移した伝承があること。

論考では、「移築の際に外観は変化している可能性があるが、構造や規模の点から「御三階之図」が岐阜城天守を復元する上で重要な参考資料である」として、平面、断面、外観の復原考察を行い、図面を作成している。これが後の2代目模擬天守の設計のもとになった。

3) 初代模擬天守の焼失と再建の道のり

昭和18年(1943)2月17日、初代模擬天守は失火のため焼失した。模擬天守を失った衝撃は市民にとって大きかったようで、その直後から再建の動きがみられる。焼失から3日後の2月20日付岐阜合同新聞では、早くも金華警防団員から金一千円の再建資金が寄付されたほか、再建を促す嘆願や寄付、または労働奉仕の申し出が多く出ていると報じている。また、市議会議長の呼びかけにより、市議会、商工会議所、連隊司令部、新聞等の代表者により岐阜城再建期成同盟会が組織される。同盟会は軍部と折衝し、その指導を得ながら再建する方針であったが、社会情勢もあり、この時の再建はならなかった。

現実的に動き出すのは昭和 30 年(1955)のことで、桑原善吉氏の呼びかけのもと、第1回岐阜城 再建期成同盟会が開催された。この際に名古屋工業大学教授となった城戸氏を招いて、講演会が 行われている。同年8月には「岐阜城再建目論見書」が出され、経費総額2千万円として募金を開始 している。その趣意書には、戦後復興のシンボルとしての意義が強調されている。

10月7日に工事着工、昭和31年(1956)7月25日に落成式が行われ、岐阜市に寄付された。建物は鉄筋コンクリート造りの3層4階である。施工時に石垣内部の補強が行われて遺構に影響を与えてしまっている。内部は3階までは史料展示室、4階は展望台となっており、長良川や岐阜市街を一望することができる。

4) まとめ

岐阜城模擬天守はいずれも郷土の英雄を偲ぶ目的で作られ、再建の際には戦後復興のシンボルとしての側面も強いことがうかがえる。そして建設以来、模擬天守は金華山と一体で街のシンボルになっており、現在に至るまで多くの人々に親しまれてきた経緯がある。

現在の研究水準からみると、建物の外観や規模、石垣等の遺構に影響を与えていること等、問題 点はあるが、いずれの模擬天守も現地調査や分析を行い、当時の研究水準で検討がなされたうえで 建設されている点は無視できない。近代以降の史跡岐阜城跡の公園の価値を示す要素といえる。

【注】1 城戸久1937「美濃岐阜城建築論」『学術報告第3号』名古屋高等工業学校

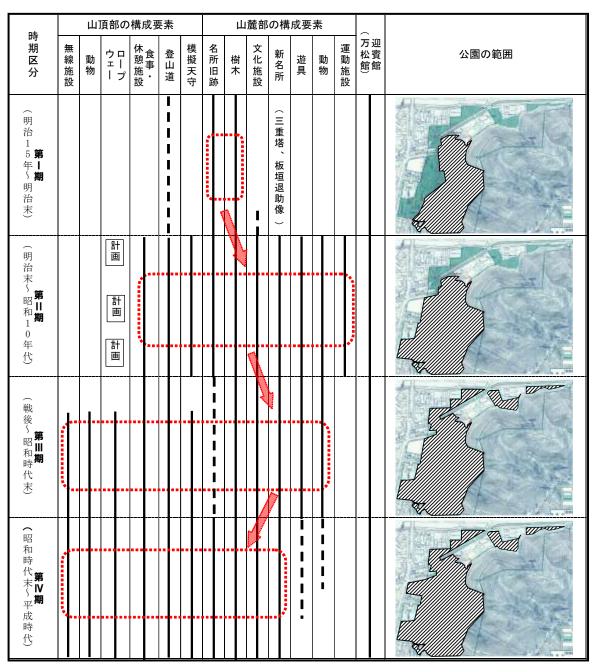


図 2-24 明治時代以降の金華山・岐阜公園における構成要素の変遷

第3節 史跡岐阜城跡を構成する価値

1. 城郭としての価値

岐阜城跡は織田信長が天下統一の拠点とした城として特に知られている。山頂の城郭部分と山麓の居館部分を中心とした山城で、その間を結ぶ登城路や山中の要所に配された砦、そして何より金華山そのものが天然の要害として機能していた。

信長が岐阜城の後に築城した安土城は近世城郭の出発点ともいわれているが、中世から近世への 転換期にあたる岐阜城跡には石垣のほか巨石列を用いるなど、その構築技術に近世の先駆けともい えるさまざまな要素が窺える。中でも巨石列は、信長が岐阜城を修築するに当たって石造りの城を志 向していたことを端的に示すもので、見る者を威圧し権力を誇示する役割を果たしたと考えられるが、 巨石列だけでなく周囲の岩盤など自然地形を巧みに利用して、山麓全体が「見せる」意識で造られて いたと評価できるようになってきた。

その一方で、山麓部の庭園からは伝統や権威を継承しようとした一面がうかがえる。庭園遺構は複数 確認されているが、最奥部で確認された園池遺構は、円形状石組み及び池の構造・立地などから東山 殿や西芳寺との類似性が指摘されており、日本庭園史の中で大変貴重な資料になると考えられる。

山上部・山林部の分布調査では、金華山及び周辺の山の尾根線上に多数の遺構が存在することが明らかになりつつあり、その多くが絵図に描かれた砦と対応する。また絵図や文献の検討の結果、江戸時代に尾張藩が管轄した範囲が戦国時代の直接の城域である可能性が高く、その大半が現在の金華山国有林として受け継がれていることが判明した。城下町を取り囲む惣構の土塁はこの直接の城域に対応しており、城と町が一体として成立・機能していたことを示唆している。調査成果から岐阜城の城域を最大限に捉えると金華山に瑞龍寺山、上加納山を含んだ山塊全体、西側の岐阜城下町とそれを取り囲む惣構、東側の達目洞を含んだ範囲となる。

さらに岐阜城跡にはルイス・フロイスや山科言継等が城を訪問した際の記録が残されており、文献 史料から城館の構造の一端が分かることが重要な要素となっている。

2. 史跡岐阜城跡を構成する価値

斎藤道三による築城以前の金華山は景勝地や信仰の山として知られており、この地に城が築かれる素地となったとみられる。つまり、豊かな自然をベースに形成された古来よりの景勝地や信仰対象等特別な山であったからこそ、戦国時代に至って城郭に利用されたと考えられる。

また廃城後も尾張藩主の御成や鹿狩等の場として、さらに近代以降には岐阜公園と一体でレクリエーションを楽しむ憩いの山となるなど、城跡である金華山はさまざまな利用がされてきた。

このように金華山の歴史的変遷にはさまざまな背景があり、城郭以外にも様々な観点の価値がある。 これらを前節の調査成果を踏まえてまとめると「自然の価値」・「景観の価値」・「信仰の価値」・「公園の 価値」に集約できる。史跡岐阜城跡の特性は、城郭をはじめとした5つの価値が重層している点にある といえる。

その形成過程を模式的にあらわしたのが、図 2-25 である。またそれぞれの価値についてのまとめを 次ページに示す。

<城郭としての価値>

- 織田信長が天下統一の拠点とした中世から近世への転換期にあたる城。
- 文献の記述と遺跡との対比が可能。
- 城郭内の庭園空間のあり方を示す、貴重な山麓の庭園遺構群。

<史跡岐阜城跡を構成する価値>

自然の価値

- 森林資源の山。木材や燃料を得るため、人が関わり利用してきた山。
- チャート石材産出地。
- 都市の中の極相林、ツブラジイの山(明治以降)。

信仰の価値

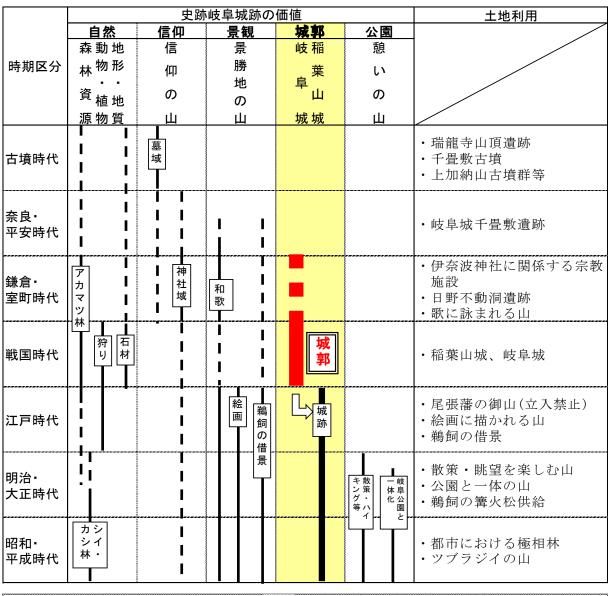
- 山自体が信仰の対象。
- 原始から中世にかけての墓域。
- 伊奈波神社旧社地。斎藤道三による移転の伝承。
- 移転後も信仰の対象であり続けた。

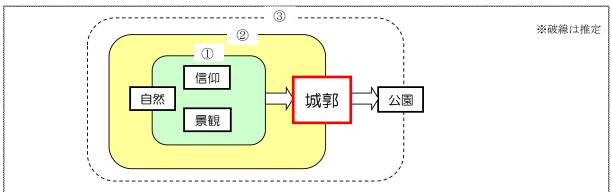
景観の価値

- 中世以降、現在に至るまで景勝地として認知された山。
- 各時代を通じて仰ぎ見られた山。ランドマーク。
- 四方を見渡せる金華山上からの眺望。

公園の価値

- 申世の城主居館跡を核として成立した近代公園。
- 大正期の公園設計に著名な造園家が関わる。
- 様々な機能を付加・削除しながら維持されてきた公園。





① 中世以前:自然の価値(地形・地質・森林資源等)をベースに信仰や景観の価値が生まれる。

② 戦国時代:地域のシンボル・ランドマークを城郭利用。

③ 近代以降:岐阜公園が成立。山全体が公園化。

図 2-25 史跡岐阜城跡の価値の重層性

第4節 史跡岐阜城跡の構成要素等の状況

「史跡岐阜城跡 保存管理計画書」では、史跡を構成する要素を以下のとおりに分類している。本節では、各要素の状況に概要を整理する。

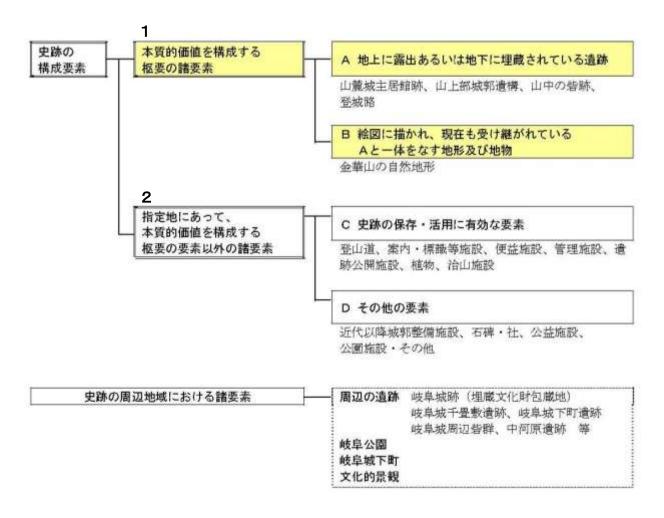


図 2-26 岐阜城跡における史跡の構成要素

1. 本質的価値を構成する枢要の諸要素の状況

(1) 山上部の城郭遺構

- ・ 山上部の平坦地は明治時代以降の改変や斜面の崩落が見られるが、その形状をおおむね留め ており、 絵図との対比が可能である。平坦地は基本的に岩盤を成形して作り出している。
- ・ 石垣、巨石列、井戸、堀切等の城郭遺構が所々に残る。特に天守の周辺や、そこに繋がる南西側 の通路には高さ約3~6mの石垣が残存しており、山上部の見どころの一つと言える。その他、二ノ 門付近や、松田尾等にも石垣が露出している。いずれも樹木や経年劣化による孕み出し、崩落等 が見られる。
- ・ 本格的な調査を実施していないため、詳細な遺構の分布・残存状況は十分に把握されていない。 平坦地等に城の特質を表す遺構が埋蔵されている可能性もある。
- ・ 平坦地の多くには近現代に設置された工作物が存在する。
- 樹木が多く、石垣等の遺構への保存上の影響があり、周辺や地区内の視認性は良くない。



写真 2-7 岐阜城模擬天守脇の石垣 積み直された部分もあるが、戦国時代の石垣と推定で きる。



写真 2-8 一ノ門跡巨石列 倒れた状態で残存している。



写真 2-9 天守台南西通路南側の石垣 る。見通しも悪い。



写真 2-10 天守台南西通路下の井戸跡 樹木によって、孕み出しや崩落などの影響が認められ コンクリートの井戸枠が設置されており、遺構の状況を確 認できない。



写真 2-11 上台所下場の井戸跡(北側) 手摺・ネット等による安全対策がされている。



写真 2-12 堀切 近世絵図で「切通」となっている場所。 鉄骨製の橋が架けられている。

(2) 山麓部の居館跡

・ 近年に実施された発掘調査により、信長居館に関する遺構(石垣、巨石列、庭園等)が残存することが確認されている。全体的に「見せる」ことが意識されており、地下の遺構だけでなく、谷川や周囲の自然地形を含んだ全体の景観やこの場所からの眺望が重要な要素となっている。下層には斎藤段階と考えられる遺構を部分的に確認しているが、当該期の居館構造は把握できていない。

巨石列

・ 幅1~3m の大型の板状の石を並べた構造物で、山麓の居館跡に多用されている。信長入城 後に構築したとみられ、信長段階の岐阜城を特徴付ける遺構として評価されている。被熱しても ろくなっている箇所がある。

石垣

・ 石材はチャートで、裏込石にはチャートと円礫を使い分けている。埋没していたり、破城のため 上部が崩落しているものが大半で、全体が残存している箇所は少ない。巨石列と同じく、被熱し てもろくなっている箇所がある。

庭園関係遺構

・ 石敷き(州浜を含む)や石列、水路、水溜め、景石の痕跡、石組みなどからなる庭園関係の遺構が、計5ヶ所で確認されており、居館全体に分布していることが分かる。居館跡の中央を流れる谷川の水路も大きな流れであった可能性がある。

礎石跡

・ 建物や門の礎石跡が多数検出されている。原位置から動いたと思われるものもあるが、建物等 の構造物の存在を証明する重要な要素である。特にB地区では、並びや構造からある程度の 建物の様子を推定できる。



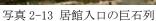




写真 2-14 石垣(B地区)



写真 2-15 庭園遺構(A地区)



写真 2-16 庭園遺構と背後の巨石列(C地区)

(3) 山林部の砦跡

- ・ 石垣等は大半が崩落して形状を留めておらず、残存状況は悪い。
- ・ 解説板等が不足しており、砦跡等の遺構が存在することについての情報を、来訪者が現地において得ることが難しい。



写真 2-17 水の手道の石垣遺構



写真 2-18 七曲峠北東部砦跡

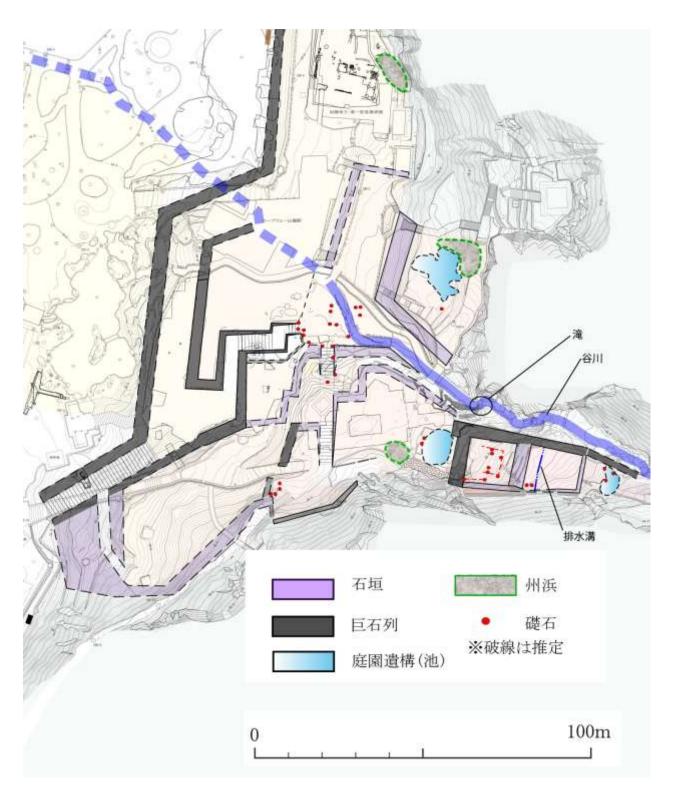


図 2-27 山麓部の地形復元及び遺構配置図(平成 24 年度までの調査成果をもとに作成)

(4)登城路

- ・ 往時の絵図「稲葉城趾之図」に描かれている5本の登城路が、現在も登山道として残る(ただし、付け替え等で改変されている箇所もあり、確実な登城路は確認できていない)。
 - 七曲登山道 百曲登山道 水手道(めい想の小径)
 - 鼻高ハイキングコース 達目ハイキングコース
- ・ 登山道の要所には、往時の砦跡と想定される遺構が残り、周辺地域への眺望が得られる地点もある。



写真 2-19 七曲登山道



写真 2-20 達目ハイキングコース



写真 2-21 水手道(めい想の小径)



写真 2-22 水手道の途中からの眺望

(5)金華山の自然地形

- ・ 往時の絵図に描かれた天然の要害をなす自然地形が残る。
- ・ 山麓部では、信長居館の立地環境の特徴を示す岩盤が居 館跡の平坦面を取り巻くように存在し、庭園の借景として機 能していたと考えられる。



写真 2-23 天然の要害をなす自然地形(タテカベ)



写真 2-24 山麓部の岩盤(A·C地区)

2. 本質的価値を構成する枢要の諸要素以外の要素の状況

(1)登山道

- ・「1-(4)登城路」にあった登城路とは別に、明治時代以降につくられた、5本の登山道が存在する。
- このうち、馬の背登山道については、道沿いには遺構が多く分布していることから、登城路もしくは **砦間の主要な動線であった可能性がある。**

(2) 案内・標識等施設(サイン)

- 史跡指定範囲内には、200以上の説明板がある等、様々な用途、形態・意匠のサインが存在する。
- 説明板のなかには、記載内容が史実に合致しない内容のものが存在する。



写真 2-25 山上部のサイン



写真 2-26 達目ハイキングコース入口のサイン

(3) 便益施設

- 山上部に、四阿(1箇所)、水のみ(3箇所)、便所(3箇所)が 存在し、老朽化したものがある。
- ・ 山麓部と山上部とを繋ぐ移動手段となるロープウェー施設が ある(山上部は史跡指定範囲、山麓部は史跡指定範囲外)。 岐阜観光索道株式会社により運営されている。



写真 2-27 老朽化した四阿(山上部)



写真 2-28 老朽化した便所(山上部)



写真 2-29 ロープウェー駅舎(山上部)

(4)管理施設

- ・ 史跡内には、手摺・柵、照明設備、水道ポンプ小屋・タンク、倉庫、電柱等が存在する。
- ・ 山上部には橋梁が2箇所存在し、いずれも鉄骨製で、昭和63年に造られた。山麓部には、橋梁が2箇所存在する。A 地区からC地区にかかる橋は石製で、明治期の初期の公園整備によって造られたとみられ、後に改修をうけている。 槻谷奥にかかる橋は堰堤を見学するために昭和34年ごろに造られたものである。
- ・ 山麓部の板垣退助像横からC地区に至る階段は、現在コンクリートで整備されている。 明治 22 年の 地図に描かれていることから、初期の公園整備によって造られたとみられる。





写真 2-30 手摺(山上部)

写真 2-31 橋梁(山上部)

(5)遺跡公開施設(遺構表現のための施設)

・ 山麓部には、1次調査後に文化財公開のために整備された施設(遺構表現)がある。(礎石のレプリカ、掘立柱建物や土塁等の平面表示、盛土された通路等)

(6) 植物

- ・ 金華山全体は、国有林として管理されているツブラ ジイ・アラカシを主体とした照葉樹で覆われている。
- 北側斜面には立ち枯れしたヒノキが多く見られる。

(7)治山施設

・ 史跡指定地内には、7箇所の治山施設が存在する。

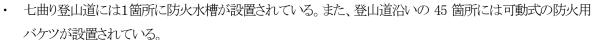




写真 2-33 治山施設(山麓部 堰堤)



写真 2-32 遺跡公開施設(山麓部)

写真 2-34 登山道沿いの防火用バケツ

(8) 近代以降城郭整備施設

- ・ 山上部には模擬天守が建っている。初代は明治 43 年(1910)に、二代目は昭和 31 年(1956)に、 地域のシンボルとして造られた。最上階からは周辺地域一帯を眺望できる。建物の中では、岐阜 城や戦国時代に関係する遺物や工芸品等が展示されている。
- ・ 模擬天守の近接地には、昭和 50 年(1975)建設の岐阜城資料館が立地する。建物の中では、岐阜城や戦国時代に関係する遺物や工芸品等が展示されている。
- ・ 山上部に2箇所、及び山麓部に1箇所ずつ冠木門が存在する。いずれも歴史性に関する調査・検 証は行われておらず、観光目的で設置された。
- ・ 山上部の路沿いに、コンクリート製の塀が設置されている。目隠し及び転落防止の役割として設置 されており、白壁の土塀をイメージしたデザインとなっている。



写真 2-35 岐阜城模擬天守



写真 2-36 岐阜城資料館



写真 2-37 冠木門(山上部・一ノ門西)



写真 2-38 冠木門(山上部・二ノ門)



写真 2-39 白壁の土塀をイメージした塀(山上部・下台所)



写真 2-40 冠木門(山麓部・居館跡入口)

(9)石碑•社

- ・ 山上部に金華山御嶽神社、閻魔坐像収蔵庫(閻魔堂)、題目塚等、近代以降の宗教関連施設が 存在する。
- ・ 山上部、山麓部を中心に様々な種類の歌碑・記念碑等が存 在する。また、山麓部には、大正 6年(1917)建立の、国の登 録有形文化財「岐阜公園三重塔」が存在する。







写真 2-41 唄碑(山麓部)

写真 2-42 金華山御嶽神社(山上部) 写真 2-43 岐阜公園三重塔(山麓部)

(10) 公益施設

- 七曲登山道入口付近~瑞龍寺山頂~岩戸公 園を繋ぐ金華山ドライブウェーが存在する。
- ・ 山上部に、防災、治安維持、放送等、様々な目 的で複数の無線中継所が設置されている。



写真 2-44 無線中継所(山上部)

(11)公園施設・その他

- ・ 山上部には、展望レストランがあり、山上部で唯一飲食を提供できる施設となっている。
- ・ 山上部のロープウェー施設近接地に、タイワンリスの調教と公開をしているリス村が存在する。



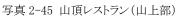




写真 2-46 リス村(山上部)

3. 史跡の周辺地域における諸要素の状況

(1) 歷史的 · 文化的遺産

1) 周辺の遺跡(「第1節-5.各種法令による位置づけ」参照)

・ 山麓部の西側隣接地は、城主館跡があった場所として知られている「岐阜城千畳敷遺跡」であり、順 次試掘調査を実施している。また埋蔵文化財包蔵地としての「岐阜城跡」や「岐阜城周辺砦群」については、これまでに遺構の分布調査が実施されているが、部分的なものにとどまっている。

2) 岐阜公園(「第2節-5.公園」参照)

- ・ 岐阜市最初の公園であり、市民の憩いの場となっている。史跡の公園の価値と密接に関連しており、近代都市公園・歴史公園として、価値が高い。
- ・ 現在、岐阜市により、再整備が検討されている。

3) 岐阜城下町

・ 稲葉山城、岐阜城の城下町として発展し、関連 が深い遺跡である。全体が埋蔵文化財包蔵地で あり、近年の調査で武家屋敷に関する遺構が検 出されている。また、惣構跡や街区、道などの遺 構が残り、指定文化財及び登録有形文化財を含 む建造物が点在する。

4) 文化的景観(「第2節-3. 景観」参照)

・ 中世以降、現代に至る長い歴史の中で、人々が 長良川と金華山を利用し、生活と生業の中で形成してきた景観であり、史跡岐阜城跡もその景観 を構成する要素の一つである。

5) その他

・ 社寺等を中心に地域の人々に支えられてきた祭りや行事、岐阜提灯や岐阜団扇などの伝統的工芸や伝統的産業等、史跡周辺には、無形の要素を含む文化遺産が存在する。



写真 2-47 岐阜公園



写真 2-48 岐阜城下町(下茶屋町)



写真 2-49 岐阜城下町(惣構跡)

(2) 施設

1) 岐阜市歴史博物館

- ・ 主として岐阜市の歴史と伝統工芸を紹介してい る、市立博物館。
- ・ 織田信長の時代や岐阜の町をテーマとした展示を行っている。

2) 岐阜公園総合案内所

・ 岐阜公園及び周辺の観光、まち歩きの拠点と なる施設で、観光情報の紹介や飲食・物販サ ービスを行っている。

3) 信長居館発掘調査案内所

・ 信長居館跡の発掘調査に関する情報提供を行っている。

4) 駐車場

- ・ 岐阜城跡周辺には、一般利用者が使用できる 公営の駐車場が4箇所ある。
 - 岐阜公園大宮町駐車場: 普通車 13 台、 大型車 5 台 (大型車のみ 12 台)
 - 岐阜公園堤外駐車場: 普通車 159 台
 - 岐阜公園堤外駐車場(第2):普通車 36 台
 - 岩戸公園: 普通車86台

5) 長良川うかいミュージアム

- ・ 長良川鵜飼の特性と魅力を分かりやすく紹介・ 情報発信することを目的とした施設。
- ・ 鵜飼に特化した展示を行っており、2階からは 金華山と長良川の景観を楽しむことができる。



写真 2-50 岐阜市歴史博物館



写真 2-51 岐阜公園総合案内所



写真 2-52 信長居館発掘調査案内所



写真 2-53 長良川うかいミュージアム

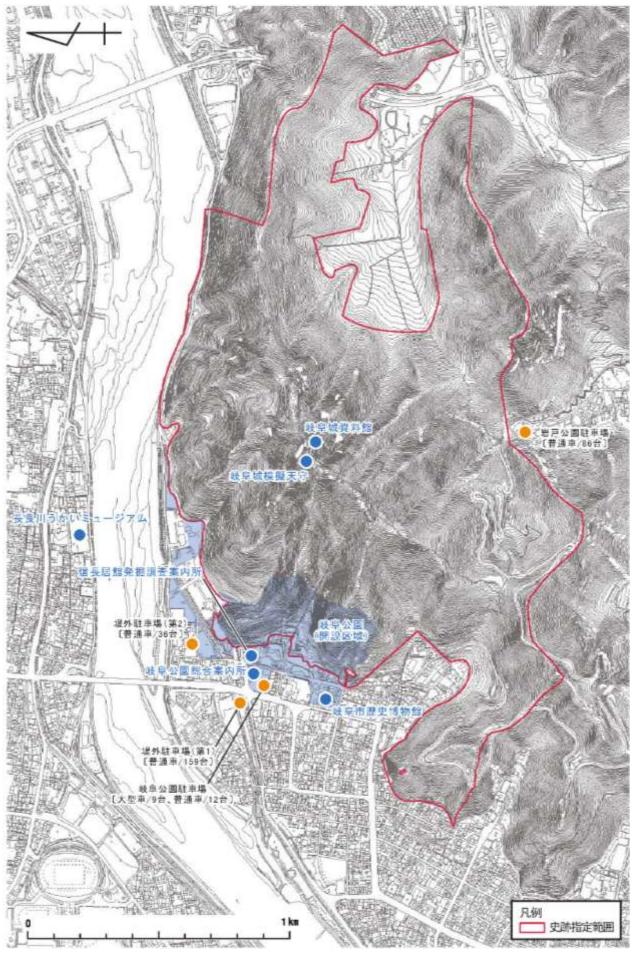


図 2-28 史跡の周辺地域における施設等の位置

4. 公開・活用等の状況

(1) 主な施設の利用状況

1) 岐阜城模擬天守・岐阜城資料館

・ 岐阜城模擬天守は年間約20万人が、岐阜城資料館には年間約10万人(チケットは岐阜城模擬 天守との共通券)が来館している。

表 2-15 岐阜城模擬天守及び資料館の入場者数の推移(模擬天守は過去 10 年間、資料館は過去 3 年間)

| | / > > | 1. | | | | \ |
|-----|-------|-------------------|---|---|----|----|
| - 1 | В | \exists ι | 分 | • | ۸. | ١. |
| | | | | | | |

| 年度 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 模擬天守 | 195,507 | 178,814 | 175,785 | 195,304 | 207,187 | 196,363 | 195,445 | 210,939 | 198,229 | 218,716 |
| 資料館 | ※記録なし | | | | | | 115,969 | 109,646 | 116,691 | |

2) ロープウェー

・ 片道換算で、年間約50万人が利用している。

3)登山道

- ・ ハイキング目的での利用者や日課として登っている人が 多く見受けられる。
- ・ 特に岐阜公園側からの登山道(七曲道、百曲道、水の手 道、馬の背)や岩戸公園からの登山道の利用者が多い。



写真 2-54 金華山ロープウェー

(2)催事等

1) 発掘調査現場の公開

・ 近年実施された山麓部における信長公居館跡の発掘調査では、発掘調査現場そのものを市民に公開している。 また、定期的に現地説明会等を開催し、発掘調査の最新 状況を市民に公開している。

2) 普及啓発事業

- ・ 史跡岐阜城跡に関する普及啓発事業(信長学フォーラム、信長塾)を、岐阜市教育委員会社会教育課が主催で実施している。
- ・ 信長学フォーラムは、平成 20 年度より毎年開催している イベントで、毎回特定テーマによる基調講演、シンポジウムや、発掘調査見学会等を実施している。
- ・ 信長塾は、平成 21 年より毎年開催している市民向け講座で、織田信長や戦国時代に関連した研究者、自治体関係者等を講師に招き、例年全5回開催している。



写真 2-55 発掘調査の現地説明会



写真 2-56 信長学フォーラム

3) 岐阜城パノラマ夜景

- 期間限定で、岐阜城模擬天守の夜間営業を実施している。
- ・ 平成24年度は以下の期間に実施
 - 4月28日(土)~5月6日(日)の毎日 7月14日(土)~8月31日(金)の毎日
 - 9月1日(土)~10月14日(日)の土・日・祝日(ただし10月1日(月)~10月5日(金)は開催)



写真 2-57 パノラマ夜景

4)「信長夢街道スタンプラリー2012」

- ・ 信長公居城連携協議会(岐阜市、近江八幡市、小牧市、清須市で構成)の主催による事業。
- ・ 平成 24 年度は、清洲城、小牧城(小牧市歴史館)、岐阜城、安土城(安土城郭資料館)の4つの城 を巡るスタンプラリーを実施した。

5) ぎふ信長まつり

- ・ 毎年 10 月の第一土曜日と翌日の日曜日に開催されている。
- ・ 岐阜のまちづくりに貢献した織田信長をたたえる 祭りで、織田家菩提所である崇福寺での追悼式や、 メインストリートでの武者行列、音楽隊パレードなど 華やかなイベントが行なわれ毎年多くの人で賑わっている。
- ・ 岐阜城跡も会場の一部となっており、平成24年度 は山麓部において火縄銃鉄砲隊による射撃実演 が行われている。



写真 2-58 ぎふ信長まつり(山麓部での火縄銃実演)

6) まちなか博士認定試験

- ・ 平成 17 年より実施している、岐阜市の観光、自然、歴史、文化、産業などについての知識や教養の度合いについての認定制度(初級と上級がある)。
- ・ 本認定制度を活用することで、岐阜市を訪れる観光客などに対するホスピタリティの向上や、岐 阜市に対する知識を得てもらい岐阜市の良さを再発見してもらう事を目的としている。
- ・ 本認定試験の合格者の有志によるボランティアが、「岐阜市まちなか案内人」として観光ボランティアを行っている。
- ・ 平成24年度は、毎月最終日曜日に「岐阜市まちなか案内人と行く金華山歴史探訪登山」を実施 している(12月~2月を除く)。

(3) 保全活動

1) 岐阜森林管理署

- ・ 管理者として、国有林の保全管理等を行っている。主な活動は以下のとおり。
 - 国有林保全管理
 - ・被害木の伐倒処理、植生回復、土壌安定処理等
 - 山火事・不法投棄の防止
 - ・署員による日常巡視。森林保護員による啓もう活動
 - ・山火事危険期における山火事防止横断幕の設置 等
 - 標識類や登山道の整備、自然環境保全事業
 - ・登山道整備(登山道以外への侵入を防止するロープ張り等)
 - 注意標識の点検整備
 - ・自然環境保全活動の職場体験実習生の受入などの森林環境学習
 - ・樹木の害虫対策措置、ハチ刺され被害対策 等

2) 岐阜市基盤整備部

- ・ 市道である登山道の維持管理を行っている。
- ・ 年に一度、関係各所に呼びかけ、登山道の補修作業を実施。

3) 岐阜市教育委員会

・ 市道以外の、国所管の登山道について、維持管理を行っている。

4) 岐阜市消防本部

- ・ 山火事・救助について、要請に応じて対応している。
- ・ 年に一度、金華山一体で山林火災総合防御訓練 を実施。山林火災が起きた場合を想定し、登山道 と岐阜公園内からホースを延長して放水するほか、 岐阜県防災航空隊による救助・消火訓練も行って いる。



写真 2-59 山林火災総合防御訓練(三重塔付近)

5) ボランティア団体

岐阜森林管理署は、史跡範囲を含む、国有林野における巡視等の森林保全活動や森林教育における現地案内・指導等の活動について、ボランティアとして協力を得られる団体を、森林ボランティアパトロールとして認定している。森林の巡視、美化を行っている他、岐阜森林管理署と協力して、登山道整備や教育普及事業を行っている。

平成 25 年 3 月現在で3団体が認定されており(十時会、金華山サポーターズ、ぎふし森守クラブ)、下記に、平成24年度までの事業実績のある2団体について記述する。

a. 十時会による取り組み

- 保全・保護活動

登山道のうち、7本についてパトロールやゴミ拾い、登山道の補修等の活動を行っている。

史跡岐阜城跡整備基本構想

- 学習活動

岐阜森林管理署・岐阜市主催の職場体験等に参加する学生に対し、ボランティア体験の指導を行っている

b. 金華山サポーターズによる取り組み

- 保全・保護活動 登山道の補修や、自然環境の保全等

- 啓発•案内活動

登山者や観光客に対して、マナーの啓発を促すための企画や、登山・散策マップの企画に 関する活動

- 学習・調査活動

自然観察会、環境学習会、児童・生徒の学習支援等を企画実施するほか、必要に応じて現地 の調査等も実施。